

第4次宗像市男女共同参画プラン

<令和8年度～令和12年度>

令和8年4月

宗像市

目次

1	計画策定の趣旨.....	1
2	宗像市が目指す姿.....	2
3	計画の位置付け.....	3
4	計画期間.....	3
5	計画の推進体制.....	3
6	男女共同参画をめぐる動向	
	（1）国内外の動き.....	4
	（2）宗像市の取り組み.....	6
7	宗像市の男女共同参画の現状と課題.....	8
8	計画の体系.....	10
9	基本目標.....	11
10	基本施策と取り組みの方向性.....	13
11	取り組みリスト.....	26

資料編

1	計画策定の経過.....	31
2	宗像市男女共同参画推進懇話会委員名簿.....	32
3	第3次宗像市男女共同参画プランの取り組み状況.....	33
4	宗像市の男女共同参画の現状	
	（1）人口等の現状.....	37
	（2）市民意識調査結果からみた現状.....	41
5	用語解説.....	58
6	関係法令等.....	60

1 計画策定の趣旨

1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と、国や地方公共団体、市民の責務が示されました。男女共同参画社会とは、性別に関わらず、すべての人が個人として尊重され、自らの能力を発揮し、あらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を担う社会を指します。

宗像市においても、2001年(平成13年)に「宗像市男女共同参画プラン」を策定、2004年(平成16年)に「宗像市男女共同参画推進条例」を制定し、啓発活動や相談体制の充実、子育て・就労支援などを通して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

これまでの取り組みにより、2023年(令和5年)の市民意識調査では、地域や職場での男女平等意識が着実に浸透し、性別による固定的な役割分担意識も改善傾向がみられます。一方で、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関しては、「自分が暴力を受けたことがある」と回答した人の割合は、前回調査から大きな変化は見られません。また、意思決定の場への女性の参画も、依然として十分とは言えない状況です。

こうした現状や社会経済情勢の変化、法制度の拡充を踏まえ、宗像市では、男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに総合的・計画的に推進することを目的として「第4次宗像市男女共同参画プラン」を策定しました。誰もが、あらゆる分野で個性と能力を発揮し、安心して暮らすことができる社会(ジェンダー平等社会)の実現に向けて取り組みを進め、【ずっと住みたいまち宗像】を目指します。

2 宗像市が目指す姿

ずっと住みたいまち宗像

誰もが、あらゆる分野で個性と能力を発揮し、安心して暮らすことができる

～ジェンダー平等社会の実現に向けて～

性別に関わらず、誰もが、あらゆる分野で個性と能力を発揮し、安心して暮らすことができる「ジェンダー平等社会」の実現に向けて取り組みを進め、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを目指します。

宗像市男女共同参画推進条例(抜粋)

目的(第1条)

男女共同参画推進社会の実現に向け、その基本理念を定め、責務と教育の役割を明らかにし、総合的、計画的に推進することを目的としています。

基本理念(第3条)

- 1 女性も男性もお互いの人権を尊重し、男女が個性と能力を発揮できる社会にしましょう。
- 2 男女間において、どんな暴力も行ってははいけません。
- 3 社会に未だに残っている、性別によって決められた役割分担意識にまどわされないような社会にしましょう。
- 4 市の施策や事業者における方針の立案及び決定には、女性も男性も共に参画しましょう。
- 5 家事、育児、介護など家庭生活では、女性も男性も協力し、家庭以外の地域活動などにも、共に参加しましょう。
- 6 男女共同参画は、世界のさまざまな取組みに目を向けながら、国際協調で進めましょう。
- 7 あらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に努めましょう。
- 8 女性も男性も生涯を通して、健康で安全な生活が送れるように、お互いに性を正しく理解しましょう。

3 計画の位置付け

この計画は以下の計画として位置づけます。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- 「宗像市男女共同参画推進条例」第9条に基づく、男女共同参画の推進の基本となる計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく市町村推進計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV 防止法」という。)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援新法」という。)第8条第3項に基づく市町村基本計画
- 宗像市総合計画を上位計画とし、男女共同参画の推進に関する基本的な取り組みの方向性を示す計画

この計画は以下のような役割を担います。

- 本市における男女共同参画に関する施策を長期的な展望に立って、総合的かつ計画的に推進し、事業を実施する際の指針となるもの
- 国や県等の関係機関に対する要請及び調整の手がかりとなるとともに、市民及び事業者に対する先導的・協力要請的な働きかけを行う指針となるもの

4 計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5 計画の推進体制

この計画は、国や県などの関係機関及び庁内の関係各課が連携して推進するとともに、男女共同参画推進センターを拠点施設として事業を展開していきます。

実施状況については、関係各課で連携を図りながら点検します。点検結果は、「宗像市男女共同参画推進懇話会」において報告し、意見を求めます(外部評価)。

6 男女共同参画をめぐる動向

(1) 国内外の動き

国際的には、1975年の第1回世界女性会議を契機に、ジェンダー平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。日本においても、国際的な動きを背景に、男女共同参画社会の実現に向けた法制度の整備が進められ、1977年には国内行動計画が策定されました。その後も、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、育児・介護休業法という)」、「DV防止法」、「女性活躍推進法」、「政治分野における男女共同参画推進法」、「女性支援新法」など、多くの法律や制度が整備・改正され、社会や時代の変化に応じた施策が進められています。

福岡県においても、国際的な動向及び国の施策を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた条例や計画の策定、DV・性暴力被害者支援など、様々な取り組みが行われてきました。2024年(令和6年)には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定し、市町村や関係機関との連携を進めようとしています。

西暦(元号)	世界	日本	福岡県
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)」を開催 1976~1985年を「国連婦人の10年」と定める 		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 	
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> 「福岡県婦人関係行政推進会議(現男女共同参画行政会議)」、「福岡県婦人問題懇話会」設置
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」採択(女性に対するあらゆる差別を撤廃し、男女平等を推進する国際条約) 		<ul style="list-style-type: none"> 「婦人対策室(現男女共同参画推進課)」設置
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「第3回世界女性会議」を開催(2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」公布(翌年施行) 「女子差別撤廃条約」批准 	
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業等に関する法律」公布(翌年施行) 	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 		
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「第4回世界女性会議(北京会議)」を開催(「北京宣言」及び各国が取り組むべき課題を定めた「行動綱領」を採択) 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」一部改正法公布、施行(育児休業の拡充(最長1年)、介護休業の制度化) 	

西暦(元号)	世界	日本	福岡県
1996年 (平成8年)			・「福岡県女性総合センター(現「福岡県男女共同参画推進センターあすばる」)開館
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000年 (平成12年)	・国連「女性2000年会議」開催(北京会議の成果を評価、男女平等を再確認)	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律公布、施行	
2001年 (平成13年)		・内閣府に「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」設置 ・「DV防止法」公布、施行 ・第1回男女共同参画週間	・「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ、「女性行政推進会議」が「男女共同参画推進会議」へ名称変更 ・「福岡県男女共同参画推進条例」制定(翌年、条例に基づく「福岡県男女共同参画計画」策定)
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2005年 (平成17年)		・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」一部改正法公布(翌年施行)(男女双方への差別禁止、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いを禁止等)	・「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 ・「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2007年 (平成19年)		・「DV防止法」一部改正法公布(翌年施行) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2010年 (平成22年)		・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2011年 (平成23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足		・「第3次福岡県男女共同参画計画」策定
2013年 (平成25年)			・「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設
2015年 (平成27年)	・国連「北京+20」を開催 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択。「持続可能な開発目標(SDGs)」を設定し、ジェンダー平等を含む持続可能な社会の国際目標	・「女性活躍推進法」公布(翌年施行)(国、地方公共団体及び一定規模以上の企業に、行動計画の策定・公表を義務付けた法律) ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2016年 (平成28年)			・「第4次福岡県男女共同参画計画」策定

西暦（元号）	世界	日本	福岡県
2018年 （平成30年）		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行（選挙で男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指す） 「働き方改革関連法」公布（翌年施行） 	
2019年 （令和元年）			<ul style="list-style-type: none"> 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」公布、施行
2020年 （令和2年）		<ul style="list-style-type: none"> 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 	
2021年 （令和3年）		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正法 公布、施行 「育児・介護休業法」一部改正法 公布（翌年施行）（休業取得の意向確認等の義務化、産後パパ育休制度の創設等） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第5次福岡県男女共同参画計画」策定 「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定
2022年 （令和4年）		<ul style="list-style-type: none"> 「女性支援新法」公布（翌々年施行） 「次世代育成支援対策推進法」一部改正法 公布、施行 	
2023年 （令和5年）	<ul style="list-style-type: none"> 日本で「G7サミット」を開催（G7の方向性及び行動として、ジェンダー平等と全ての女性と女性のエンパワーメントに関する「日光声明」を採択） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性版骨太の方針2023（女性活躍・男女共同参画の重点方針2023）」閣議決定 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」公布、施行 「DV防止法」一部改正法 公布（一部の規定を除き翌年施行）（「保護命令」の要件に身体的暴力だけでなく精神的な暴力も追加、加害者への罰則強化等） 	
2024年 （令和6年）		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」一部改正法 公布（翌年施行）（子の看護休暇の見直し、介護離職防止のための雇用環境整備等） 	<ul style="list-style-type: none"> 「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定

(2)宗像市の取り組み

本市(旧宗像市)では、昭和58年に「働く婦人の家」を設置し、女性の能力開発や福祉の向上の取り組みに着手しました。平成3年には、「宗像市総合計画」の中で、男女平等社会の実現に向けて、「①女性対策推進体制の整備、②社会参加の促進、③教育・啓発事業」を施策の柱にあげ、男女平等社会づくりに努めてきました。平成5年には、「宗像市女性問題懇話会」を設置し、男女共同参画社会の確立を基本理念にした「むなかたレデ

ィースプラン」を策定しました。平成10年には、女性政策を推進するため女性政策課を設置するとともに、宗像市女性センター「ゆい」をオープンし、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

本市は、平成15年に旧宗像市と旧玄海町、平成17年に旧大島村が合併し、2つの離島を擁する市となりました。平成16年には「宗像市男女共同参画推進条例」を制定。平成26年6月には、事業所として、「女性の大活躍推進福岡県会議」で「女性大活躍推進宣言」を行いました。

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年に「宗像市男女共同参画プラン 2006～2010」を策定し、その後2回の改定を行いました。令和3年度からは「第3次宗像市男女共同参画プラン」により、宗像市男女共同参画推進懇話会の意見を聴きながら、取り組みを進めているところです。

西暦（元号）	宗像市
1983年 （昭和58年）	・「働く婦人の家」を設置
1993年 （平成5年）	・「宗像市女性問題懇話会」を設置 ・男女共同参画社会の確立を基本理念にした「むなかたレディースプラン」を策定
1998年 （平成10年）	・女性政策課を設置 ・宗像市女性センター「ゆい」を開設
2001年 （平成13年）	・「宗像市男女共同参画プラン」策定
2004年 （平成16年）	・「宗像市男女共同参画推進条例」を制定
2006年 （平成18年）	・「宗像市男女共同参画プラン 2006～2010」策定
2011年 （平成23年）	・「第2次宗像市男女共同参画プラン」策定
2014年 （平成26年）	・「女性の大活躍推進福岡県会議」で女性活躍推進宣言
2021年 （令和3年）	・「第3次宗像市男女共同参画プラン」を策定

7 宗像市男女共同参画の現状と課題

3次プラン(令和3年度～令和7年度)では、「一人一人がお互いに認め合い、社会に参加できる、女性活躍のまち むなかた ～未来を担う子どもたちにつなぐために～」を基本理念に、5つの基本目標と、その基本目標における11の重点項目を設けました。その達成に向かって13の基本施策を設定するとともに、43の事業により取り組みを進めてきました。

毎年度、事業の実施状況及び基本施策や基本目標に向けた自己評価を宗像市男女共同参画推進懇話会(以下、「懇話会」という。)に報告し、懇話会による評価を行いました。

また、令和5年度には、市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の施策に反映させることを目的として、市民意識調査を実施しました。

これらを踏まえて、4次プラン策定時の現状と課題を以下のとおり整理しました。

※第3次宗像市男女共同参画プランの取り組み状況は「資料編4」P33～掲載。

※宗像市の男女共同参画の現状(人口等の状況及び市民意識調査の結果)は「資料編5」P37～掲載。

【地域における男女共同参画の推進】

- 自治会長に占める女性の割合は9.9%(令和5年度)と、地域・社会活動における女性参画の割合は依然として低い状態です。地域・社会活動に多様な視点を取り入れるためにも、さらなる取り組みの強化が求められます。
- 地域・社会活動に参加しやすい意識や環境づくりのため、役員の負担軽減に向けて検討を進めるとともに、講座・啓発活動等での意識啓発の取り組みも行っていく必要があります。
- 自分の能力や知識・経験に自信を持ち積極的に参画することができるよう、意識啓発や人材育成、多様な主体の登用の促進が必要です。

【意思決定過程への女性参画促進】

- 市の審議会での女性委員の登用率は伸び悩んでいます。原因究明とともに、女性委員の登用に向けた取り組みの改善を行っていく必要があります。

【自分で選択できる環境整備】

- 国の調査では、近年10年程度で女性の就業者数は大きく増加しています。しかし、市民意識調査の結果では、女性の働き方について理想と現実の乖離があります。ライフステージにあわせて、自分で仕事や子

育て、介護等の生き方を選択できるよう支援する必要があります。

- 3次プランで取り組んできたセミナーの満足度が高いことや、実際に起業や就職に結びついた事例も踏まえ、引き続き、女性が、自身の能力や意欲に応じて自分らしい働き方を選択(決定)できるための支援を継続させていく必要があります。
- 市民意識調査では「職場での男女の地位が平等」と回答する人の割合は前回調査より上昇しています。しかしながら、「男性の方が優遇されている」と回答している人が依然として半数近くいます。事業所や市民への男女共同参画・女性活躍に関する情報提供や講座の実施等を通して、引き続き啓発活動を実施していく必要があります。
- 市民意識調査では、仕事や家事、子育て、介護など、男女がともにあらゆる場面に積極的に参加していくために必要なこととして、「男女の役割分担(固定的な役割分担)についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」や「子育てや介護サービスを充実すること」が上位にあがっています。事業所や市民への制度周知や家庭内の役割分担に関する意識啓発と、子育てや介護に関するサービスの充実の両方の取り組みを並行して進めていく必要があります。

【DV等の暴力根絶に向けた取り組みと被害者支援】

- 市民意識調査の結果では、「自分が暴力を受けたことがある」と回答した人の割合は、前回調査とほぼ同じ割合で推移しており、大きな変化は見られません。一方で、「DV(配偶者からの暴力)について相談できる窓口があることを知っている市民の割合」が62%にとどまっていることから、DV等の暴力被害で困っている人が適切に相談窓口につながるよう、周知を強化していく必要があります。

【困難を抱える女性への支援】

- 令和6年4月1日に施行された女性支援新法に基づき、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添った、切れ目のない包括的な支援を行うことが求められています。
- 女性相談員を配置し、こころと生き方の相談窓口と連携して相談対応にあたるとともに、庁内外関係機関につなぐ等の支援を行っています。さらに、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮など、それぞれの分野における支援だけでなく、庁内各課や他機関と連携した支援も行っています。
- 今後、複雑化する課題や支援の狭間にあるニーズに対応するために、民間団体との連携も含め、支援体制の構築について検討していく必要があります。

8 計画の体系

計画で目指す姿を実現するため、「7 宗像市男女共同参画の現状と課題」から、4つの基本目標と目標達成のための基本施策を設定し、取り組みを進めます。

● 目指す姿

ずっと住みたいまち宗像

誰もが、あらゆる分野で個性と能力を発揮し、安心して暮らすことができる
～ジェンダー平等社会の実現に向けて～

● 4つの基本目標と基本施策

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

- 基本施策1 男女共同参画意識の浸透
- 基本施策2 教育の場における男女共同参画の推進

基本目標2 誰もが平等に参画できる環境づくり

- 基本施策1 地域社会における多様な人々の参画促進
- 基本施策2 意思決定過程への女性の参画拡大

基本目標3 自分で選択できる環境づくり

- 基本施策1 働く場における労働者の活躍推進
- 基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標4 安心して豊かに暮らせる環境づくり

- 基本施策1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援
- 基本施策2 性犯罪・性暴力等を含むハラスメントの防止
- 基本施策3 生涯を通じた健康支援
- 基本施策4 困難を抱えた人が安心して暮らせる支援

9 基本目標

1 男女共同参画の意識づくり

ジェンダー平等社会を実現するためには、より実践的な男女共同参画の推進が求められます。そのため、固定的な性別役割分担意識を解消し、多様な価値観や生き方が尊重されることが必要です。固定的な性別役割分担意識は、家庭や地域、学校、職場など様々な場での人との関わりを通して形成されます。性別にとらわれない意識の形成は、あらゆる場で、あらゆる年齢層の人々に対して、男女共同参画の意識を浸透させていくことが必要です。また、男女共同参画に関する施策が、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に関わる動きと連動して推進されてきており、本プランの推進にあたっては、国際的視野から施策や事業を捉え実施していくことが必要です。

2 誰もが平等に参画できる環境づくり

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される必要があります。多様性を尊重し、活力ある新しい社会づくりを推進するために、男性も女性もそれぞれの個性と能力を発揮し、政策や方針を決定する場へ参画できる体制を整えることが必要です。

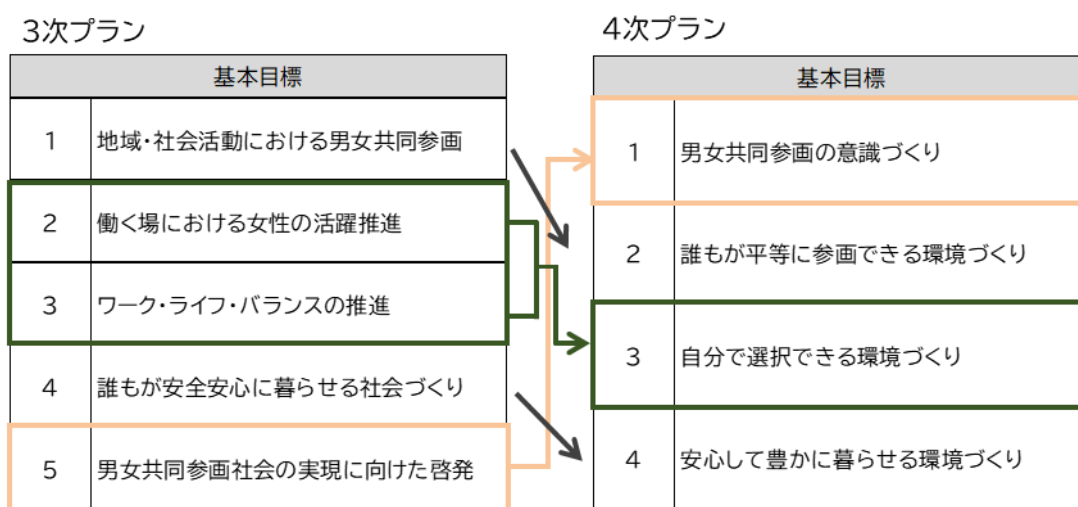
3 自分で選択できる環境づくり

自らの意思で生き方や働き方を選択できるよう、職場での男女共同参画意識の向上や誰もが能力を発揮しやすい環境づくりを継続して進めていく必要があります。生理休暇や育児・介護・病気等に関する各種制度を必要な時に取得できる職場の意識の醸成も必要です。こうした環境をつくるためには、誰もが仕事や家事、子育て、介護に参画していく意識を持つことが重要です。

4 安心して豊かに暮らせる環境づくり

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等、どれも重大な人権侵害です。家庭、職場、地域において安全に生活できるよう、あらゆる暴力の根絶に向けて取り組む必要があります。また、様々な事情で困っている人や悩みを抱える人に対し、相談支援体制を整備し、その周知を図ることは、誰もがいつでも相談できるという安心感につながります。暴力等防止の取り組みとあわせて、安心して相談できる環境づくりも重要です。

- 4次プランの基本目標では、一人ひとりが自分で働き方や生き方を選択できる環境づくりのために、職場での女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進していくという考えに基づき、3次プランの5つから4つに変更しています。また、基本目標2～4それぞれの環境づくりのためには、まず意識づくりという土台が必要なため、3次プランの基本目標5を基本目標1に変更しています。



10 基本施策と取り組みの方向性

基本施策ごとの取り組みの方向性に基づいて、具体的な取り組みを進めていきます。

※策定時の具体的な取り組みは P26～掲載。

基本目標	基本施策	取り組みの方向性
1 男女共同参画の意識づくり	男女共同参画意識の浸透	(1) 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発
		(2) 国際交流等による男女共同参画社会の理解の促進
	教育の場における男女共同参画の推進	(3) 就学前教育における男女共同参画の推進
		(4) 学校教育における男女共同参画の推進
		(5) 社会教育における男女共同参画の推進
		(6) 性別にとらわれない社会体験教育等の推進
2 誰もが平等に参画できる環境づくり	地域社会における多様な人々の参画促進	(7) 男女の社会参画の促進と支援
		(8) 地域活動におけるリーダーの発掘・養成・活用
		(9) コミュニティにおける女性役員登用の促進
		(10) 防災・災害時における男女共同参画の推進
	意思決定過程への女性の参画拡大	(11) 審議会等委員への女性の参画促進
3 自分で選択できる環境づくり	働く場における労働者の活躍推進	(12) 働く環境整備のための啓発推進
		(13) 女性の能力と意欲に応じた就労の促進
	ワーク・ライフ・バランスの推進	(14) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進
		(15) 子育て・介護支援の充実
		(16) DV等の防止に向けた取り組みと啓発活動の実施
4 安心して豊かに暮らせる環境づくり	配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	(17) DV等の対策に関わる職員の意識と対応力向上に向けた取り組み
		(18) DV等被害者相談の充実
		(19) DV等被害者支援体制の強化
		(20) 性犯罪・性暴力等を含むハラスメントの防止に関する啓発や相談
	性犯罪・性暴力等を含むハラスメントの防止	(21) 教育現場における性教育等の推進・充実
		(22) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発
	生涯を通じた健康支援	(23) ライフステージに応じた健康支援と健康教育の推進
		困難を抱えた人が安心して暮らせる支援
	(25) 障害福祉サービスの実施と社会参画の支援	
	(26) 高齢者・障がい相談支援事業の実施	
	(27) ひとり親家庭への就労・自立支援及び相談事業の充実	
(28) 多様な性のあり方への理解の促進		
(29) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための支援体制の構築		

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

基本施策1

男女共同参画意識の浸透

(1) 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発

市民や市内事業所に対して、男女共同参画の推進に関する情報提供や啓発を行います。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、講座等による学習機会の提供や、地域と協働した啓発事業を行います。また、社会制度・慣習・慣行について、男女共同参画の視点に立った見直しを図るため、啓発事業等の取り組みを進めます。啓発にあたっては、あらゆる場で、あらゆる年齢層の人々に対して実施できるよう、録画配信や SNS 等の活用を積極的に行います。

(2) 国際交流等による男女共同参画社会の理解の促進

市民一人ひとりが国際意識を養うことで、広い視野を持ってお互いの違いを認め合い、尊重することにつながっていくため、講座や研修等を通じて市民の国際的視野の醸成を図ります。また、諸外国の男女共同参画の現状を学び、国際理解を深めるための国際交流事業を行います。

基本施策 2

教育の場における男女共同参画の推進

(3) 就学前教育における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った考え方を幼少期から身に着けられるよう、就学前教育に関わる教職員等の意識向上を図ります。



(4) 学校教育における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った考え方を教育・学習を通じて児童生徒に伝えられるよう、教職員の意識向上を図ります。

(5) 社会教育における男女共同参画の推進

男女共同参画意識の向上を目的として、宗像市男女共同参画推進センターを中心に市民の社会教育活動を実施します。また、母子保健事業を通じて、男女がともに子育てを担う意識づくりを行います。

(6) 性別にとらわれない社会体験教育等の推進

性別にとらわれない社会体験学習等を行い、子どもたちに、一人ひとりの個性と能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。

【数値目標】

指標	現状	目標値
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える市民の割合	19.7% (令和6年度)	17%
「男女共同参画」ということばを知っている市民の割合	51% (令和6年度)	60%

基本目標 2 誰もが平等に参画できる環境づくり

基本施策1

地域社会における多様な人々の参画促進

(7) 男女の社会参画の促進と支援

男女がともに地域社会を担うため、地域活動での固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、地域の実態の把握に努めるとともに、意識啓発等により女性も含めた多様な人々の地域社会への積極的な参画を促進します。

(8) 地域活動におけるリーダーの発掘・養成・活用

性別に関わらず、自分の能力や知識・経験に自信を持ち、積極的に地域活動に参画できるよう、研修や啓発等を通して、女性も含め、地域で活動する多様なリーダー人材を発掘・育成を進めます。

(9) コミュニティにおける女性役員登用の促進 ※関連(11)

地域づくりにおいて多様な意見が反映されるよう、依然として女性役員が少ないコミュニティ運営協議会や自治会において女性が参画しやすい環境整備を進め、意思決定過程への女性の参画を促します。

(10) 防災・災害時における男女共同参画の推進

防災・災害時において、男女共同参画の視点をもって地域での活動が実施されるよう支援します。また、防災や災害時の避難所運営に女性も含めた多様な視点を取り入れていきます。

基本施策2

意思決定過程への女性の参画拡大

(11) 審議会等委員への女性の参画促進 ※関連(9)

政策・方針の立案や決定過程に、女性も含めた多様な意見が反映されるよう、実態把握及び課題の把握に努めるとともに、その課題を踏まえ、市の審議会等への女性登用を促します。

【数値目標】

指標	現状	目標値
地域活動や社会活動の場における男女の地位の平等感	34.6% (令和5年度)	36%
市の審議会等における女性委員の比率	36.9% (令和6年度)	40%から60% の範囲内

基本目標 3 自分で選択できる環境づくり

基本施策1

働く場における労働者の活躍推進

(12) 働く環境整備のための啓発推進

性別によって仕事の配分や業務内容に差が生じることのない環境を整えるとともに、生理休暇や育児・介護・病気等に関する各種制度を、誰もが必要な時にためらわず取得できる職場づくりのため、男女共同参画に関する情報提供や意識啓発を通じて、事業所に対して健康で働きやすい職場環境づくりを働きかけます。

また、性別役割分担意識の解消やキャリア形成につながる情報を事業所等へ提供し、男女共同参画への理解促進を図ります。

(13) 女性の能力と意欲に応じた就労の促進 ※関連(27)

女性が自らの意思で生き方や働き方を選択できるよう、起業に関する情報提供や伴走支援により女性起業者を発掘・育成するとともに、宗像市就労サポートセンター「むなぽーと」などと連携し、就業支援講座や情報提供により女性の就労・再就職を支援します。

基本施策2

ワーク・ライフ・バランスの推進

(14) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間などをもち、健康で豊かな生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの大切さについて、市民や事業所への啓発を行います。また、自分の望む働き方ができるようになるには、性別に関わらず家事・育児の分担を担うことが重要であるため、男性の家事・育児への参画についても啓発を行います。

仕事と育児・介護を両立するために必要な制度を活用していけるよう、事業所等へ情報提供を行います。

(15) 子育て・介護支援の充実

仕事と育児や介護を両立できるよう、相談事業や情報提供、両立環境の整備を行います。子育て家庭が参加しやすい講座の実施や情報提供を行うとともに、身近で相談できる体制の充実を図ります。介護者等に対しては、介護保険サービス等の丁寧な説明や情報提供、相談対応を行い、在宅介護者の負担軽減を図ります。

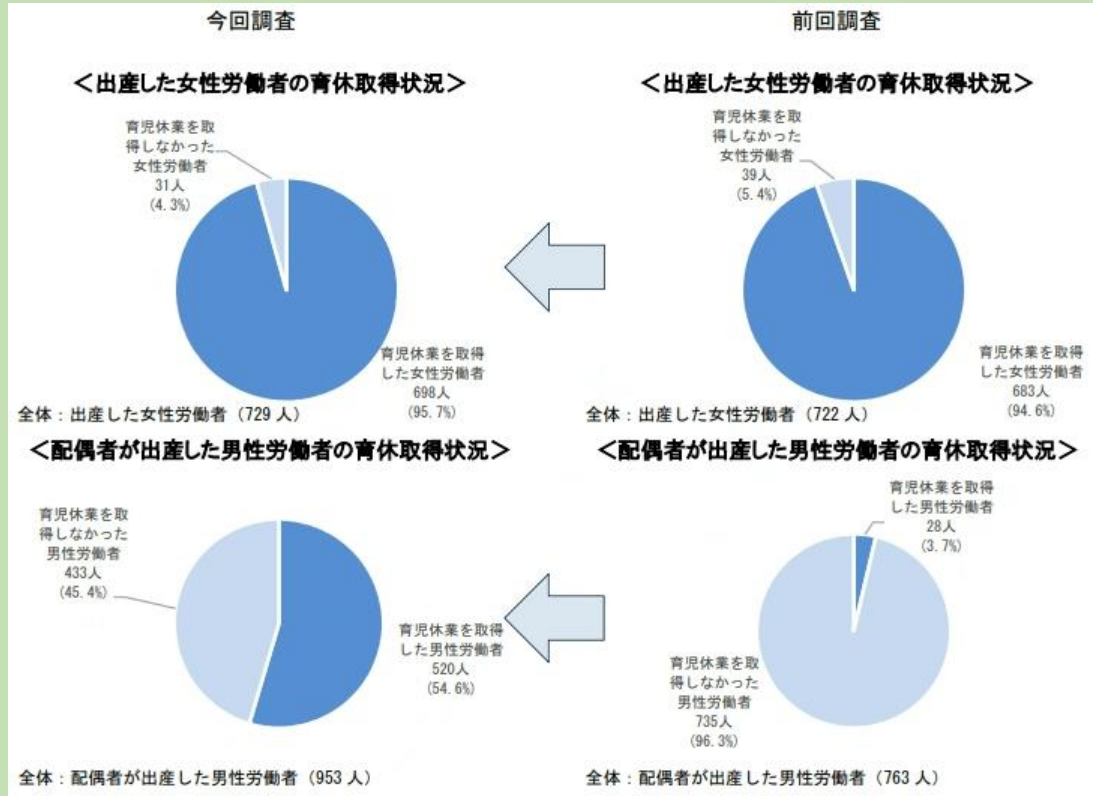
参考1

育児休業制度の利用状況 <福岡県事業所調査>

配偶者が出産した男性の育児休業取得率は54.6%で、前回調査と比較すると大きく上昇しています。

※事業所調査:労働者5人以上の民間事業所1,500事業所

※左側:今回調査(令和5年10月)、右側:前回調査(平成28年10月)



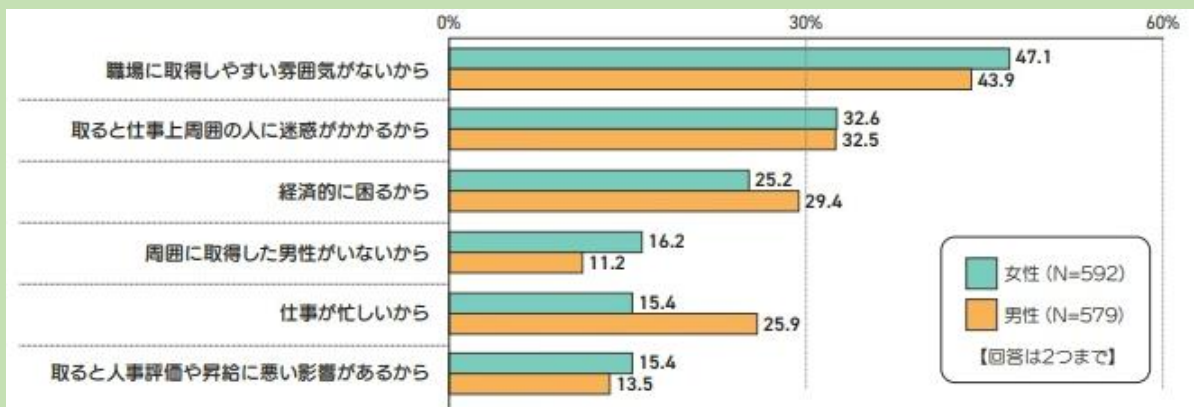
※出典:福岡県「令和6年度育児中の柔軟な働き方制度等に関する実態調査」

参考2

男性が育児休業を取得しない(できない)理由 ※上位6項目 <福岡県>

◇「職場に取得しやすい雰囲気がないから」が男女ともに最も多い。

◇「仕事が忙しいから」では、女性(15.4%)と男性(25.9%)の差が最も大きい。

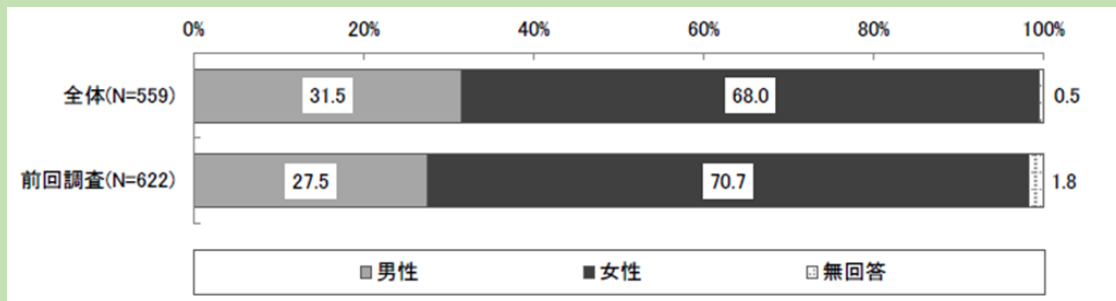


※出典:福岡県「令和6年度男女共同参画社会に向けての意識調査」

参考3

主な介護者の性別について <宗像市>

主な介護者の方の性別は、「男性」が 31.5%、「女性」が 68.0%となっています。

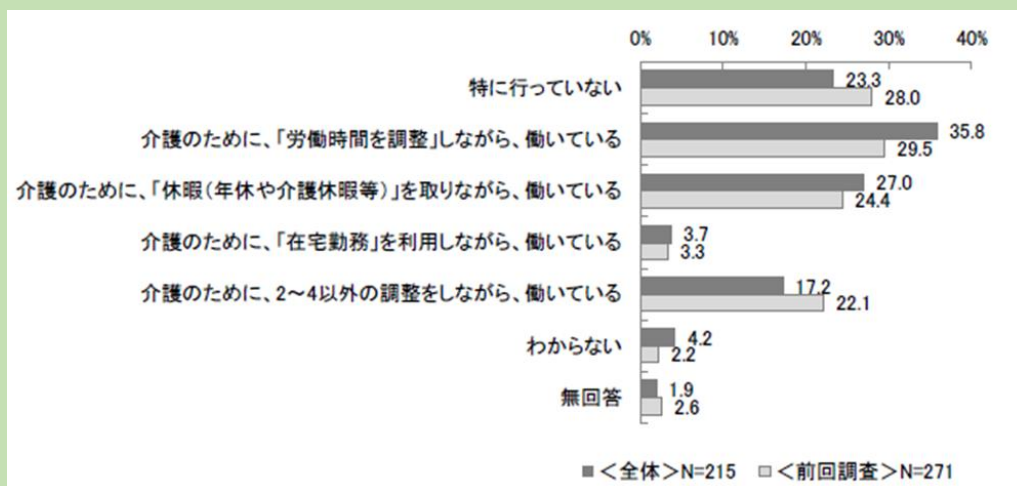


※出典:「宗像市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査在宅介護実態調査」(令和5年度)

参考4

介護をするにあたって、何か働き方の調整等をしているか <宗像市>

介護をするにあたって何か働き方の調整等をしているかについては、「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が 35.8%と最も高く、次いで「介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」が 27.0%、「特に行っていない」が 23.3%、「介護のために、2~4以外の調整をしながら、働いている」が 17.2%、「介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている」が 3.7%となっています。



※出典:「宗像市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査在宅介護実態調査」(令和5年度)

【数値目標】

指標	現状	目標値
職場における男女の地位の平等感	28.4% (令和5年度)	32%
市の役職者(企画主査以上)に占める女性の割合	28.1% (令和6年度)	30%

【参考指標】

●創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援実績 <宗像市>

創業者数	R3	R4	R5	R6	目標
女性	6	13	8	8	5年間合計で、 男女の創業者数が 同程度になる
男性	6	8	8	15	

●宗像市職員新規採用者数 <宗像市>

採用者数	R3	R4	R5	R6	目標
女性	11	8	12	20	5年間合計で 男女の採用者数が 同程度になる
男性	13	11	15	13	

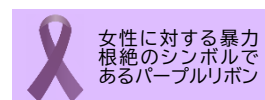
基本目標 4 安心して豊かに暮らせる環境づくり

基本施策1

配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援

(16) DV等の防止に向けた取り組みと啓発活動の実施

家庭・地域・職場・学校など様々な場面における、DV等のあらゆる暴力の防止に向けた啓発を行います。特に、精神的な暴力も含め、暴力の種類は様々であること、被害にあった場合は、信頼できる人や専門機関に相談できることについての周知・啓発を行います。



(17) DV等の対策に関わる職員の意識と対応力向上に向けた取り組み

DV等の対策及び被害者保護のため、市職員の意識向上に向けた啓発と対応力向上に向けた取り組みを行います。

(18) DV等被害者相談の充実

DV等の被害者が相談しやすい相談窓口体制を整備するとともに、市民への周知を行います。

(19) DV等被害者支援体制の強化

DV等の被害者を確実に支援できるよう、警察や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し支援体制の強化を図ります。



基本施策2

性犯罪・性暴力等を含むハラスメントの防止

(20) 性犯罪・性暴力等を含むハラスメントの防止に関する啓発や相談

性犯罪・性暴力等を含むハラスメントの防止のため、啓発を行うとともに、市民への相談窓口の周知を行います。



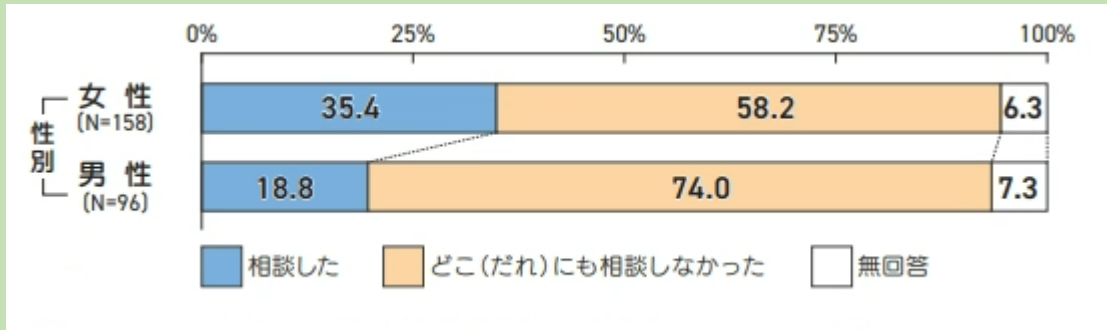
(21) 教育現場における性教育等の推進・充実

学習指導要領に基づき、子どもたちが性のあり方について学習することで、個人の尊厳を守る意識の浸透を図ります。

参考5

DV(配偶者や交際相手からの暴力)の経験がある人の相談の有無 <福岡県>

DVの被害経験がある人で、「相談した」は、女性では35.4%、男性は18.8%。

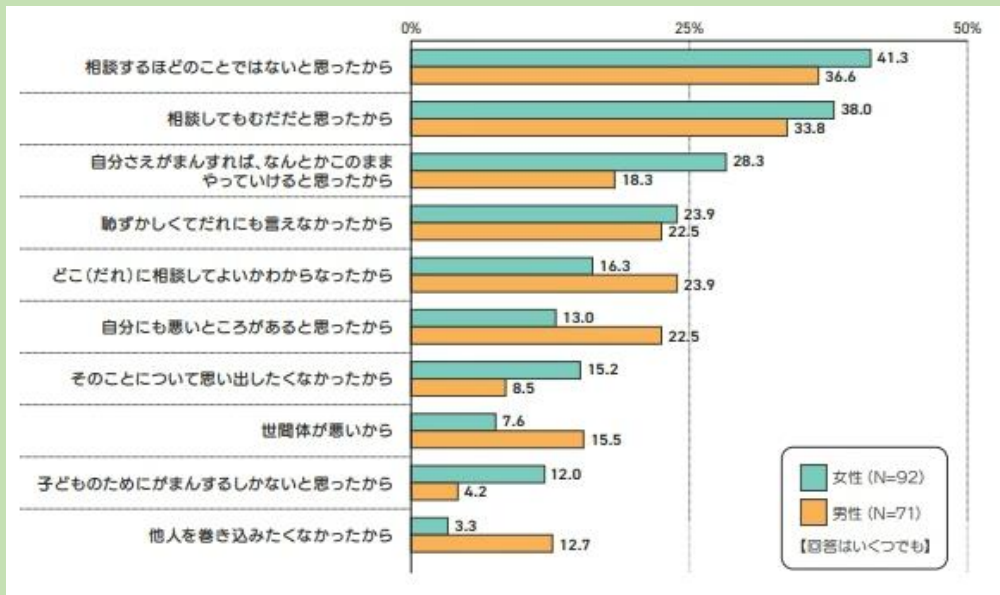


※出典:福岡県「令和6年度男女共同参画社会に向けての意識調査」

参考6

DV(配偶者や交際相手からの暴力)について相談しなかった理由 <福岡県>

DV(配偶者や交際相手からの暴力)を誰にも相談しなかった理由は、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多い。



※出典:福岡県「令和6年度男女共同参画社会に向けての意識調査」

(22) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発

誰もが自分の体のことや性・生殖について十分な情報を得て、自らの意思で決定できるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての知識の普及・啓発を行います。

**(23) ライフステージに応じた健康支援と健康教育の推進**

市の保健事業を通して、ライフステージに応じた健康支援と健康教育を行います。

(24) 高齢者福祉サービスの実施と社会参画の支援

高齢者が安心して暮らせるよう、各高齢者サービスを着実にを行います。また、高齢者が地域社会で充実した生活が送れるよう、地域に出向いたり、活躍したりできる場や機会の提供を図ります。

(25) 障害福祉サービスの実施と社会参画の支援

障がい者が住みなれた地域で安心して生活、社会参画ができるよう、庁内の関係部署や庁外関係機関と連携を図り、利用者のニーズに沿った様々な障害福祉サービスを行います。

(26) 高齢者・障がい者相談支援事業の実施

高齢者とその家族等の悩みや直面している課題に関する相談への対応や、適切な支援を受けるためのサービス内容の理解促進のため、日常生活圏域ごとの地域包括支援センターで、利用者の特性に応じた相談支援事業を行います。

障がい者とその家族等の様々な課題の解決を図るため、関係機関と連携を図り、相談支援事業を実施します。

(27) ひとり親家庭への就労・自立支援及び相談事業の充実 ※関連(13)

貧困や孤立といった問題をかかえやすいひとり親家庭に対し、経済的自立の支援や相談事業を行い、安心して暮らせる環境を作ります。

(28) 多様な性のあり方への理解の促進

誰もが性のあり方による差別や偏見を受けることがなく、安心して暮らせる環境をつくるため、多様な性のあり方に関する正しい知識を市民に啓発します。

(29) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための支援体制の構築

女性支援新法に基づき、関係各課及び関係機関が連携して支援にあたるとともに、支援体制の整備について検討を進めます。

【数値目標】

指標	現状	目標値
<身体的 DV> 夫婦間等における「平手でたたく」行為を暴力と認識する人の割合	82.4% (令和5年度)	85%
<精神的 DV> 夫婦間等における「何を言っても無視する」行為を暴力と認識する人の割合	35.4% (令和5年度)	42%
DV(配偶者からの暴力)について相談できる窓口があることを知っている市民の割合	62% (令和6年度)	70%

11 取り組みリスト

計画策定時の主な取り組みを掲載しています。
基本施策と取り組みの方向性に沿って、基本目標達成のための具体的な取り組みを毎年度検討し、実施していきます。

1 男女共同参画の意識づくり

取り組みの方向性	事業概要	担当課
基本施策1 男女共同参画意識の浸透		
(1) 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発	男女共同参画週間等に合わせたパネル展示や啓発活動、人権作文・ポスター等を通じた啓発等、さまざまな媒体や機会を通じた男女共同参画に関する情報提供を実施。	男女共同参画推進課 人権対策課
	男女共同参画推進センターと地域との共催講座の開催など、各地区コミュニティ運営協議会や市民活動団体との協働による、地域の特性を生かした啓発事業の実施。	男女共同参画推進課
	男女共同参画の視点に立った、職場・家庭・地域等における社会制度・慣習・慣行を見直すための啓発事業(広報紙やホームページ、地域イベント等での展示による啓発、啓発講座・講演会等)の実施。	男女共同参画推進課
(2) 国際交流等による男女共同参画社会の理解の促進	男女共同参画推進センターにおいて、国際的視野の醸成のため、国際的視野から男女共同参画について学ぶ講座を実施。	男女共同参画推進課
	自国の歴史文化や多文化の理解を図るため、外国人団体の学校訪問による交流事業やホームステイ事業など、多文化体験などの国際交流事業を支援。	地域教育連携室
基本施策2 教育の場における男女共同参画の推進		
(3) 就学前教育における男女共同参画の推進	保育所・幼稚園・認定こども園等に、啓発チラシ等の配布や保護者・教職員が参加できる研修会等の実施及び案内。	男女共同参画推進課 子ども育成課
(4) 学校教育における男女共同参画の推進	宗像市立小・中・義務教育学校の教職員の男女共同参画意識向上を目的とした各種研修会の実施。	教育総務課
(5) 社会教育における男女共同参画の推進	男女共同参画推進センターによる出前講座を実施するとともに、家庭教育学級で男女共同参画推進センターによる出前講座が開催されるよう、情報提供を実施。	男女共同参画推進課 地域教育連携室
	母子保健事業を通じた、男女がともに子育てを担う意識づくり。	子ども家庭センター
(6) 性別にとらわれない社会体験教育等の推進	子どもたちの勤労への意欲や理解度を高める「むなかた子ども大学」の実施。様々な職業について調べる学習を通して、自らの将来について考える際に、性別にとらわれない考え方を身につける教育活動を実施するよう学校への働きかけ。	地域教育連携室
	中学生を対象とした妊婦体験教室等を通して、男女がともに支え合って子育て等をする等の意識づけ。	子ども家庭センター

2 誰もが平等に参画できる環境づくり

取り組みの方向性	事業概要	担当課
基本施策1 地域社会における多様な人々の参画促進		
(7) 男女の社会参画の促進と支援	性別に関わりなく地域への参画が進むよう、講座や広報紙等を通じた啓発を実施。コミュニティの会議等でイベント等を含む地域活動に女性が多く参画していただくよう依頼。	男女共同参画推進課 コミュニティ協働推進課

(8) 地域活動におけるリーダーの発掘・養成・活用	コミュニティ役員や自治会長向けの合同研修会など、地域リーダー育成のための研修会等を実施。また、コミュニティの会議等で関係各課からの地域リーダーにつながる各種講座の案内や受講への参加を依頼。	コミュニティ協働推進課 関係各課
(9) コミュニティにおける女性役員登用の促進	地域づくりにおいて多様な意見が反映されるよう、コミュニティ役員や自治会における女性役員参画の意義や趣旨説明、登用依頼を実施。	男女共同参画推進課 コミュニティ協働推進課
(10) 防災・災害時における男女共同参画の推進	防災や災害時の避難所運営に多様な視点を取り入れる大切さについての啓発の実施。自主防災組織の活動に男女共同参画の視点も取り入れられるよう支援。	男女共同参画推進課 危機管理課
基本施策2 意思決定過程への女性の参画拡大		
(11) 審議会等委員への女性の参画促進	女性委員登用率が4割以上になるよう、事前協議を徹底し、女性委員の割合の少ない審議会等への女性の登用を促す。	男女共同参画推進課 関係各課

3 自分で選択できる環境づくり

取り組みの方向性	事業概要	担当課
基本施策1 働く場における労働者の活躍推進		
(12) 働く環境整備のための啓発推進	事業所訪問やホームページによる情報発信等により、職場の男女共同参画意識の向上やワーク・ライフ・バランスの促進、働き方改革の重要性等についての啓発や制度等の周知を実施。	男女共同参画推進課 人権対策課
	商・工・農林・水産業などに従事する女性グループ等が自主的な活動が出来るよう、取り組みを支援。	産業政策課 農林水産課
	女性の職域拡大や方針決定の場への女性の参画促進のため、職場における性別役割分担意識の解消に向けた啓発を実施。	男女共同参画推進課
	価値観、能力、生活背景の多様性について職場の理解を深めるため、外部主催の研修・セミナー等を案内するとともに、個人の強みを活かしたマネジメントスタイルの定着を目指し、キャリア形成のための研修を実施。職員のキャリア形成を前提とした人事異動など、性別にとらわれない人員配置。	人事課
(13) 女性の能力と意欲に応じた就労の促進	関係団体で組織する”宗業”者応援ネットワークにおいて、女性創業者を支援。	産業政策課
	自分で働き方を選択できるよう、ライフプランを考える機会を提供するとともに、起業・スキルアップ・キャリアアップについての情報提供や講座、就労を目指す人向けの補助を実施。	男女共同参画推進課
	農業における女性の雇用拡大を図るため、JAむなかたによる農作業ヘルパー事業を支援。	農林水産課
基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進		
(14) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進	男女がともに家庭責任を担い、仕事と家庭の調和を図ることができるよう、市民や事業所への啓発や情報提供を実施。	男女共同参画推進課
	職員が仕事と育児・介護等を両立するために、必要な制度を活用していただけるよう、両立支援ハンドブック等による情報提供。	人事課
	子育て支援センターで、男性も気軽に参加しやすい交流の場を提供し、受講しやすい子育て講座を実施。	子ども育成課

(15) 子育て・介護支援の充実	男女が共に子育て・家事を担う意識が持てるように、母子保健事業を通じて啓発を行い、子育て家庭が身近に相談できる窓口として充実を図る。	子ども家庭センター
	男性の家事・育児・介護等への参画が進むよう、家族で参加しやすい講座の実施、情報提供や啓発などを実施。	男女共同参画推進課
	保育所・認定こども園における待機児童ゼロを維持するため、保育士確保や離職防止等の取組の充実を図る。学童保育所での待機児童の発生を防止するため、施設整備等を適切に実施。	子ども育成課
	広報紙、ホームページなどを活用し、社会全体で介護を支えるという介護保険制度の趣旨啓発を実施。あわせて、介護保険サービスなどの説明や情報提供を行い、在宅介護者の負担の軽減を図る。	介護保険課
	高齢者を介護する家族を支援するため、家族がリフレッシュできるセミナー事業等を開催。	高齢者支援課

4 安心して豊かに暮らせる環境づくり

取り組みの方向性	事業概要	担当課
基本施策1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援		
(16) DV等の防止に向けた取り組みと啓発活動の実施	広報紙や講座、地域のイベント等を通して、女性の人権やDV、ハラスメント防止に関する啓発の実施。	男女共同参画推進課 人権対策課
(17) DV等の対策に関わる職員の意識と対応力向上に向けた取り組み	DV対策及び被害者保護について、関係課職員の意識と対応力の向上を目指した研修等を実施。	男女共同参画推進課
(18) DV等被害者相談の充実	女性支援相談をはじめとする各相談窓口の充実。 庁内連携会議等、関係各課や関係機関との連携・支援体制の充実。	男女共同参画推進課
	各課の事業や地域イベント等でチラシやカードを配布し、相談窓口や事業の周知。	男女共同参画推進課
	母子保健事業を通じた、夫婦や家族の関係に関する悩み等を気楽に相談できる環境づくり。	子ども家庭センター
(19) DV等被害者支援体制の強化	関係課や関係機関と情報交換を行い、連携・支援体制の強化。	男女共同参画推進課
	相談者の安全に配慮し、住民基本台帳事務における支援措置を適切に実施。	市民課
	関係機関と連携し、児童の面前でのDVが疑われる家庭への相談支援や相談者の安全確保。	子ども家庭センター
基本施策2 性犯罪・性暴力等を含むハラスメントの防止		
(20) 性犯罪・性暴力等を含むハラスメントの防止に関する啓発や相談	家庭、地域、職場、学校など様々な場面における、DV・ハラスメント等のあらゆる暴力の根絶に向けて、センターでの講座や啓発、職員へのハラスメントに関するアンケートを実施。	男女共同参画推進課 教育総務課 人事課
(21) 教育現場における性教育等の推進・充実	学習指導要領に基づき、子どもたちが性のあり方について学習することで、個人の尊厳を守る意識の浸透を図る。	教育支援室

基本施策3 生涯を通じた健康支援		
(22) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	センターでの講座の実施や、女性の健康週間にあわせた街頭啓発・ブックフェアの実施。	男女共同参画推進課
	国・県からの情報提供や、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の女性の健康相談について、窓口での情報提供やむなかた健康ガイドでの周知。	健康課
	母子保健事業を通して、妊産婦の心身の健康や家族計画等の情報提供・相談を実施し、子育て家庭が相談しやすい体制を作る。パートナーに対して、産後の心身の変化やそれに対する支援等の啓発。	子ども家庭センター
(23) ライフステージに応じた健康支援と健康教育の推進	市の保健事業を通じて、ライフステージに応じた健康支援と健康教育、相談の実施。女性特有のがん検診(子宮頸がん、乳がん)を実施するとともに、受診率向上に向けた受診勧奨を実施。	健康課
基本施策4 困難を抱えた人が安心して暮らせる支援		
(24) 高齢者福祉サービスの実施と社会参画の支援	男女共同参画推進センターにおいて、高齢者の社会参画や、高齢者男性の生活自立につながる講座を実施。	男女共同参画推進課
	高齢者の雇用・就労機会の確保や社会参加の促進を図るため、地域で活躍できる場や機会の提供を図り、高齢者が地域社会の中で充実した生活が送れるよう支援。住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を続けるために、地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援コーディネーターを中心に、協議体の中で地域資源の発掘や活用について活発に議論されるよう支援。	高齢者支援課
(25) 障害福祉サービスの実施と社会参画の支援	庁内の関係部署や庁外関係機関と連携を図り、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活、社会参画ができるよう、利用者のニーズに沿った様々な障害福祉サービスを実施。	福祉政策課
(26) 高齢者・障がい者相談支援事業の実施	日常生活圏域を担当する地域包括支援センターで総合相談事業を実施。	高齢者支援課
	障がい者とその家族等の様々な課題の解決を図るため、相談支援事業を実施し、関係機関と連携。	福祉政策課
(27) ひとり親家庭への就労・自立支援及び相談事業の充実	チラシやカードの配架による、女性支援相談やこころと生き方の相談といった相談窓口の周知。	男女共同参画推進課
	離婚を検討している段階から、関係機関と連携を図り、相談対応を行う。市だけでなく、ひとり親サポートセンターやハローワークなどと連携を図り、就労相談や教育訓練等各種給付金などの自立支援を実施。	子ども家庭センター
(28) 多様な性のあり方への理解の促進	多様な性の理解を推進するための講座や性自認や性的指向等を理由とした差別や偏見をなくすための啓発を実施。(事業所への法制度の周知やパートナーシップ宣誓に関する他自治体の情報収集等)	男女共同参画推進課 人権対策課
(29) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための支援体制の構築		新規

資料編

資料編1 計画策定の経過

開催日	内容
令和7年6月6日	【令和7年度第1回男女共同参画推進懇話会】 <ul style="list-style-type: none"> ● 諮問 ● 第4次宗像市男女共同参画プランについて
令和7年8月26日	【令和7年度第2回男女共同参画推進懇話会】 <ul style="list-style-type: none"> ● 第4次宗像市男女共同参画プラン骨子(案)について
令和7年11月4日	【令和7年度第3回男女共同参画推進懇話会】 <ul style="list-style-type: none"> ● 第4次宗像市男女共同参画プラン(案)について
令和7年12月2日	【令和7年度第4回男女共同参画推進懇話会】 <ul style="list-style-type: none"> ● 第4次宗像市男女共同参画プラン(案)について
令和7年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申
令和8年1月20日 ～2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリック・コメントの実施(1人、3件)

資料編2 宗像市男女共同参画推進懇話会委員名簿

氏 名	所 属
石橋 文恵	むなかた男女共同参画協議会
石山 さゆり (会長)	学校法人日本赤十字学園 日本赤十字九州国際看護大学
魚住 由佳理	宗像漁業協同組合 女性部
岡山 元生	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
小森 雅子	国立大学法人福岡教育大学
藤谷 明美	株式会社ルピナスネットワーク
水田 尚文	宗像市人権対策課
山田 雄三 (副会長)	学校法人福岡大学 社会連携センター

※敬称略、五十音順

※諮問から答申までの間に審議いただいた委員を掲載。

※宗像市男女共同参画推進懇話会は、宗像市附属機関設置条例に基づく、「男女共同参画に関する検討を行うとともに、その推進に関する施策等を提言すること」を担当する附属機関。

資料編3 第3次宗像市男女共同参画プランの取り組み状況

第3次プラン(令和3年度～令和7年度)では、「一人一人がお互いに認め合い、社会に参加できる、女性活躍のまち むなかた～未来を担う子どもたちにつなぐために～」を基本理念に、5つの基本目標を定めました。その達成に向かって基本政策を設定し、43の事業により取り組みを進めてきました。さらに、本市の現状や社会情勢を踏まえ、基本目標の中から11の重点項目を設定し、積極的に推進しました。

毎年度、事業の実施状況及び基本施策や基本目標に向けた自己評価を宗像市男女共同参画推進懇話会(以下、「懇話会」という。)に報告し、懇話会による評価を行いました。

基本目標1 地域における男女共同参画の推進

● 主な取り組み

地域社会における意思決定の場に、性別にかかわらず多様な人の意見が反映されるよう、地域でのイベントや会議、講座など、様々な機会を通して女性参画の呼びかけや意識啓発を行ってきました。また、女性自身が自分の能力や知識、経験に自信を持ち、積極的に参加することができるよう、地域リーダー養成のための講座や研修会を実施しました。

防災・災害時における取り組みでは、講座等を通して避難所に多様な視点を取り入れる重要性について情報提供・意識啓発を行うとともに、男女の視点に限らず、様々な事情に配慮するという視点で避難所運営や準備を進めています。

● 数値目標

より多様な意見が政策立案・決定に反映されるよう、審議会委員決定前に事前協議を行い、女性委員の登用を担当課に働きかけてきました。令和3年度には38.7%となりましたが、その後は増加には至らず、依然として30%台にとどまっています。

事業番号5	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市の審議会等における女性委員の比率	40%以上	36.1%	38.7%	37.5%	37.8%	36.9%

基本目標 2 働く場における女性の活躍推進

● 主な取り組み

男女問わず誰もが能力を発揮しやすい職場環境の整備を進めるため、事業所訪問等を通じて制度の周知や啓発活動を行いました。商・工・農林・水産業に従事する女性グループの研修や意見交換会の開催を支援するなど活動の充実に向けた取り組みを進めました。

女性の起業や就労・スキルアップにつなげるための情報提供や各種講座・個別相談を実施するとともに、女性が自分らしい働き方・生き方を選択できるよう、ライフプランに関するセミナーも開催しました。講座や個別相談の参加者アンケートでの満足度は高く、実際に起業や就職に結びついた事例もあります。

● 数値目標

「市の役職者(企画主査以上)に占める女性の割合」については、令和6年度は28.1%と目標の30%には届きませんでした。令和2年度の25.6%と比較すると4年間で2.5ポイント上昇し、目標値に近付いています。

事業番号9	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市の役職者(企画主査以上)に占める女性の割合	30%	25.6%	27.7%	26.9%	28.0%	28.1%

「Fabbit 宗像の活用による女性の創業者数3人(令和4年まで)」は達成し、令和6年度には累計6人となりました。

事業番号10	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
Fabbit 宗像の活用による女性の創業者数	3人 (令和4年までに3人)	1人 (累計1人)	0人 (累計1人)	3人 (累計4人)	0人 (累計4人)	2人 (累計6人)

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

● 主な取り組み

講座や広報紙等を通して制度の周知や情報提供を行いました。また、男性の家庭参画促進のため、男性向けの講座を夜間や土日を開催したり、子育て支援センターが開催する子育て講座の案内に、父親が参加しやすくなるような表現を加える等工夫をしたりするなどの取り組みも進めました。

保育所、認定こども園及び学童保育所の施設整備等を行い、待機児童ゼロを達成するとともに、病児保育の送迎サービスを開始するなど、子育て中の親が育児と仕事を両立できるよう、支援や環境整備に取り組みました。

● 数値目標

保育所、認定こども園及び学童保育所の施設整備等を行い、待機児童ゼロを令和4年に達成し、4年間継続しています。

事業番号16	目標値	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日	令和7年 4月1日
待機児童数	0人	42人	0人	0人	0人	0人

基本目標4 誰もが安全安心に暮らせる社会づくり

● 主な取り組み

男女共同参画推進課に女性支援相談員を常時配置するとともに、「こころと生き方の相談」や弁護士による法律相談も実施し、DV やハラスメント、その他様々な不安や悩みに関する相談に対応しました。あわせて、妊娠中から出産、子育て期までの段階に応じた健診や訪問等の機会を通して、アンケートや面談により状況確認の声掛けを行うことで、夫婦や家族関係を気軽に相談できる体制づくりに努めました。

DV 相談や支援に関する認識を共有するため、庁内関連部署で構成する DV 対策庁内会議を開催し、連携強化を図りました。相談窓口については、カードやリーフレットを各課の事業や地域イベントで配布するなど周知しました。

女性の健康週間にあわせた街頭啓発や女性の健康に関する講座、乳がん検診・子宮がん検診の受診勧奨を通して、女性の健康上の問題についての啓発や相談窓口についての情報提供を行いました。母子保健事業を

通して、女性やパートナーに対して、産後の心身の変化やそれに対する支援等について啓発を行いました。

● 数値目標

「DV(配偶者からの暴力)について相談できる窓口があることを知っている市民の割合」は、令和3年度及び5年度に最大67%となりましたが、令和6年度は62%と目標には達しませんでした。

事業番号21	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
DV(配偶者からの暴力)について相談できる窓口があることを知っている市民の割合	80%	62%	67%	65%	67%	62%

基本目標5 男女共同参画社会の実現に向けた啓発

● 主な取り組み

家庭教育・就学前教育・学校教育に携わる保護者や職員の男女共同参画に関する意識向上に資するため、妊娠中から出産、子育て期までの段階に応じた情報提供や啓発を行ったり、市主催の講座・研修会や地域コミュニティ・市民団体と共催講座の実施を通して、学習機会を提供したりしました。

男女共同参画推進センターにおいて、海外での女性活躍やLGBTQ+等の多様性について考える講座を実施しました。また、外国人団体が学校を訪問する交流事業やホームステイ事業を実施し、学校や家庭での異文化理解を図りました。

● 数値目標

「『男女共同参画』という言葉を知っている市民の割合」は、令和3年度に最大57%となりましたが、令和6年度は51%と目標には達しませんでした。

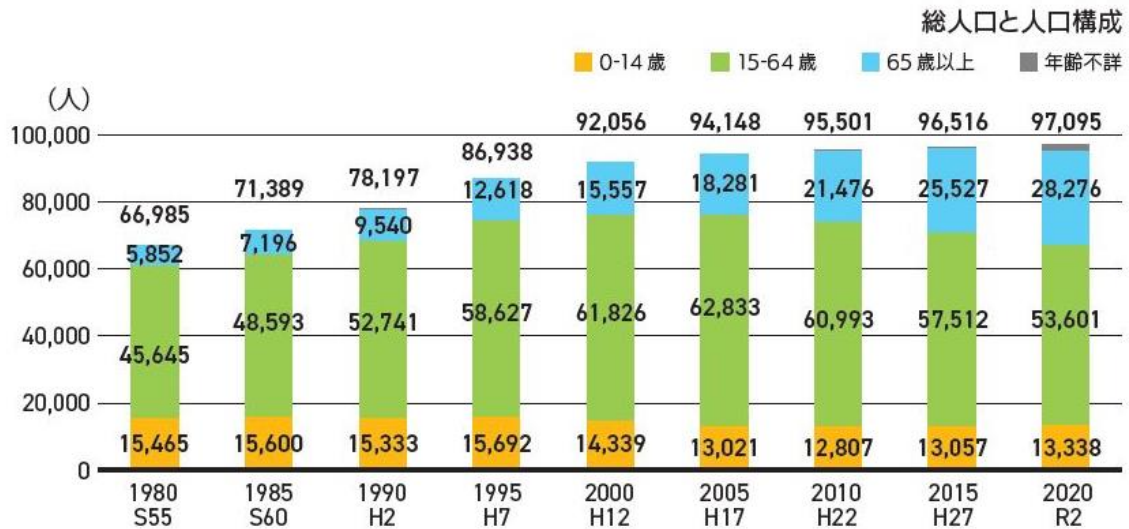
事業番号41	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
「男女共同参画」という言葉を知っている市民の割合	80%	55%	57%	56%	55%	51%

資料編4 宗像市の男女共同参画の現状

(1)人口等の現状

① 人口動態

- 近年、生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加し、総人口に占める割合も増加しています。



出典：総務省「国勢調査」

※第3次宗像市総合計画より抜粋

- 人口増加数は減少傾向にあります。



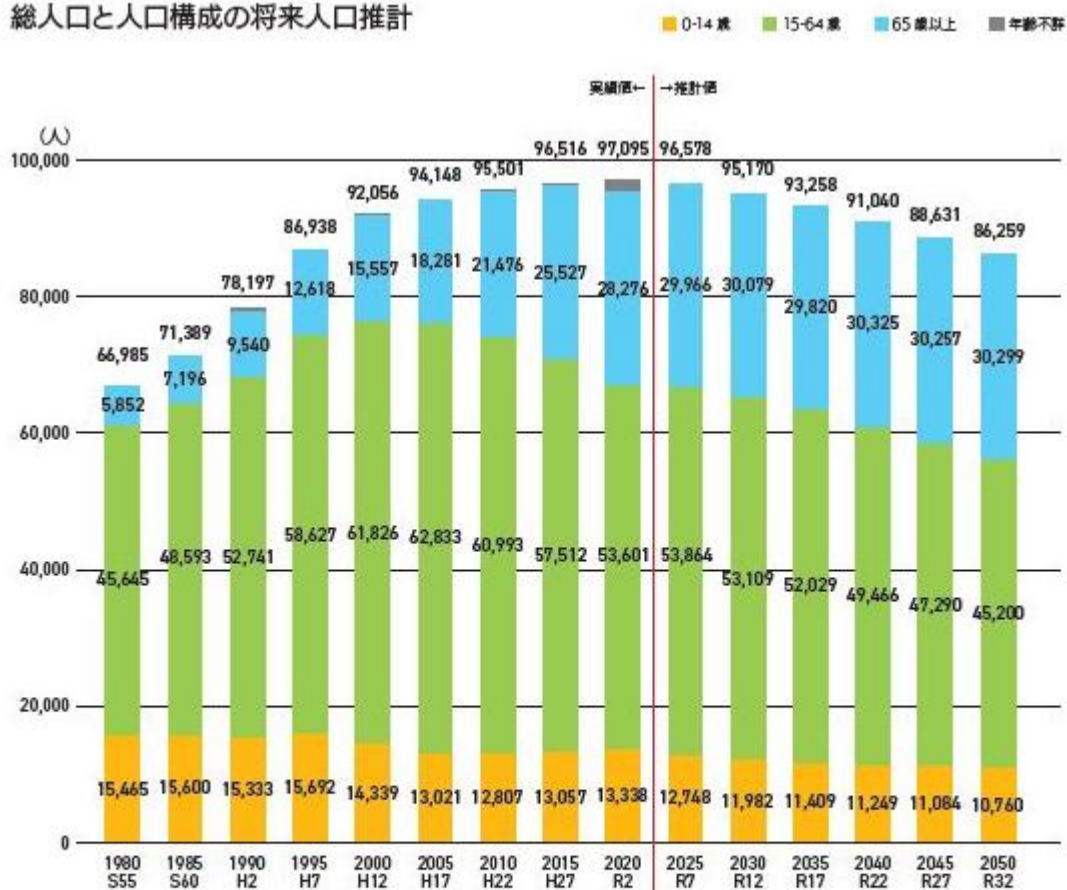
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

※第3次宗像市総合計画より抜粋

② 人口推計

- 全国的な少子高齢化に加え、人口が減少していく推計となっています。
- 労働力不足、地域経済の衰退、住環境の悪化、地域コミュニティの崩壊などの深刻な問題を抑制するため、魅力あるまちづくりを進め、定住・移住施策により人口維持を目指していきます。

総人口と人口構成の将来人口推計



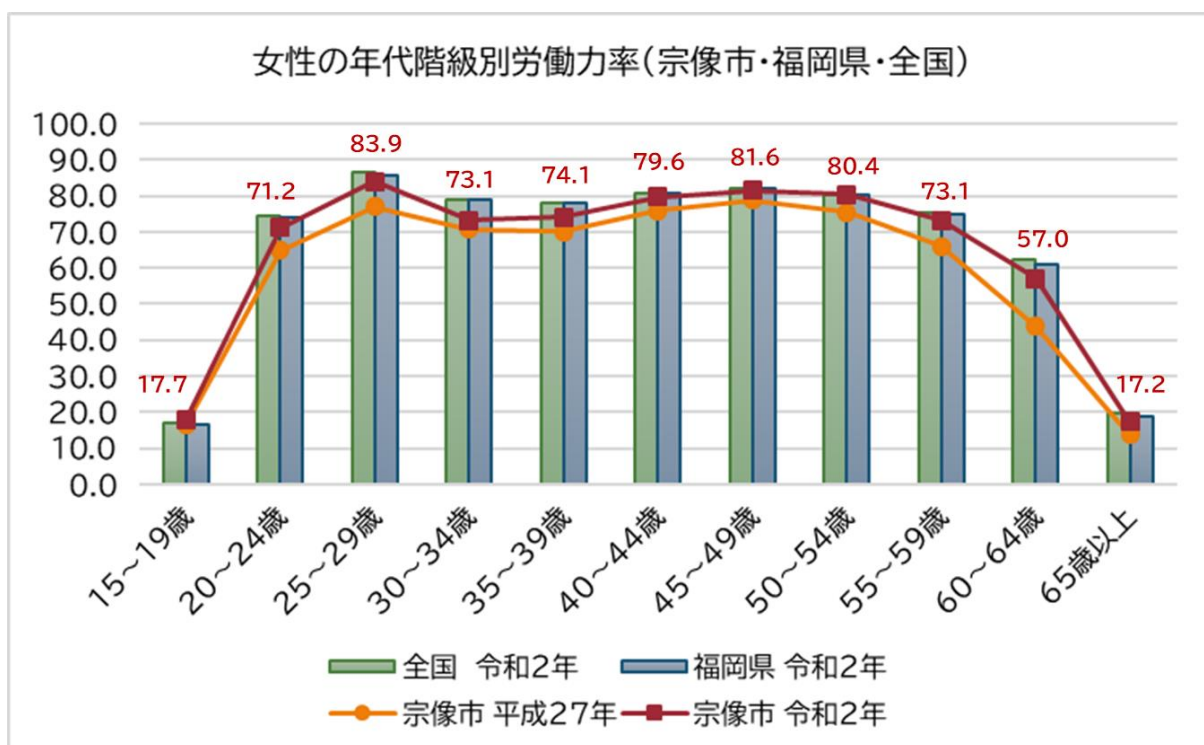
出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※第3次宗像市総合計画より抜粋

③ 女性の就業状況

- 本市における女性の労働力率は、平成27年と比較すると、すべての年代で令和2年の方が数値が上がっています。
- その一方、20代と30代を比較すると労働力が下がっており、その後徐々に50代で上がっていく、いわゆる「M字カーブ」となっています。
- 国や県と比較しても、主に20～30代の数値が若干低くなっていますが、おおむね同水準となっています。

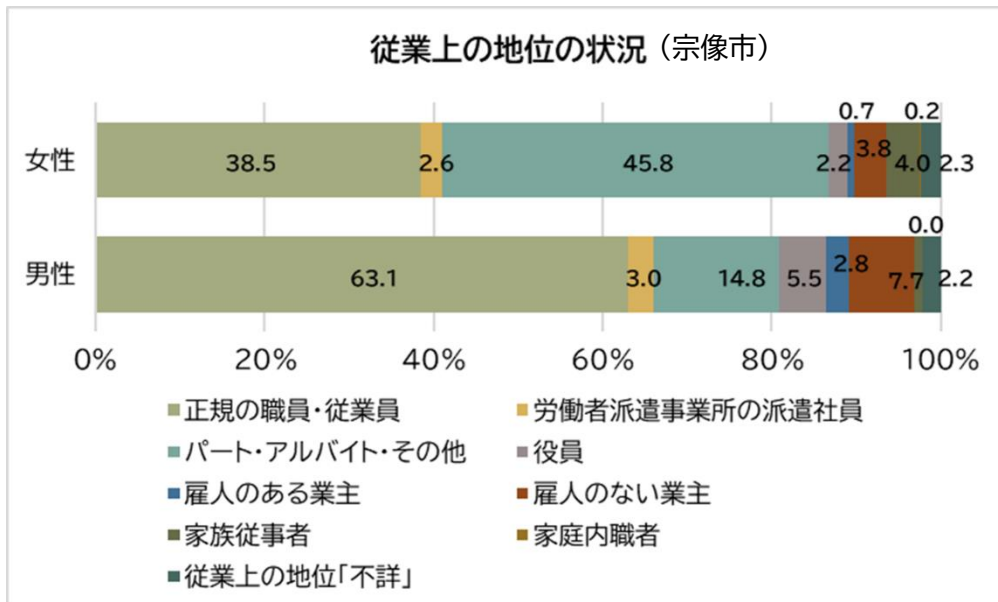
※ 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者を合わせたもの)の割合



資料:総務省「国勢調査」

④ 従業上の地位の状況

- 男性は「正規の職員・従業員がもっとも多いのに対し、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も高くなっています。



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

(2)市民意識調査結果からみた現状

市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、令和5年に男女共同参画社会に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)を実施しました。

調査地域	宗像市全域
調査対象者	18歳以上の市民2,000人(住民基本台帳から無作為抽出)
回収率	33.5%
調査期間	令和5年11月17日～12月15日

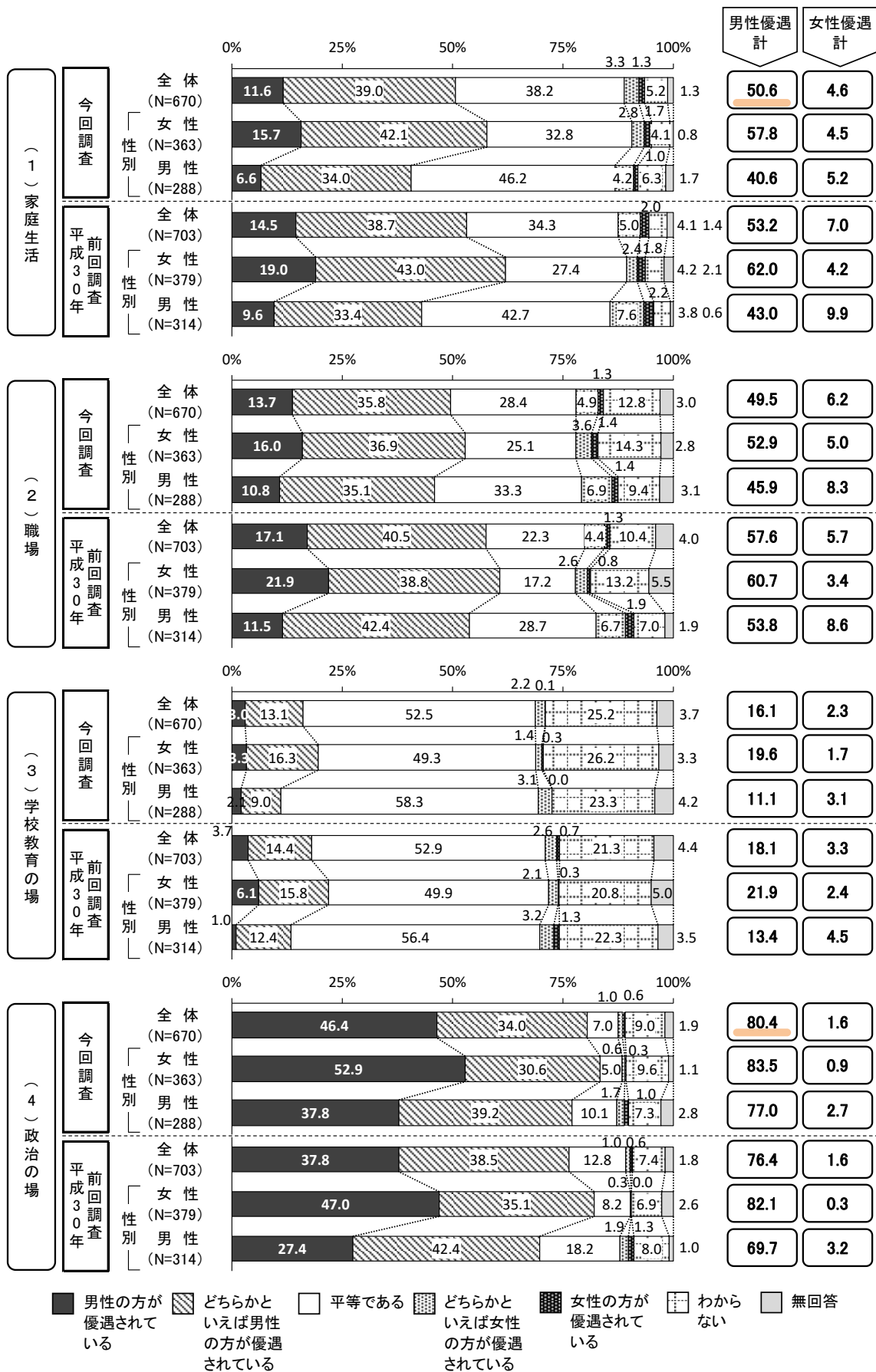
① 男女の地位の平等感

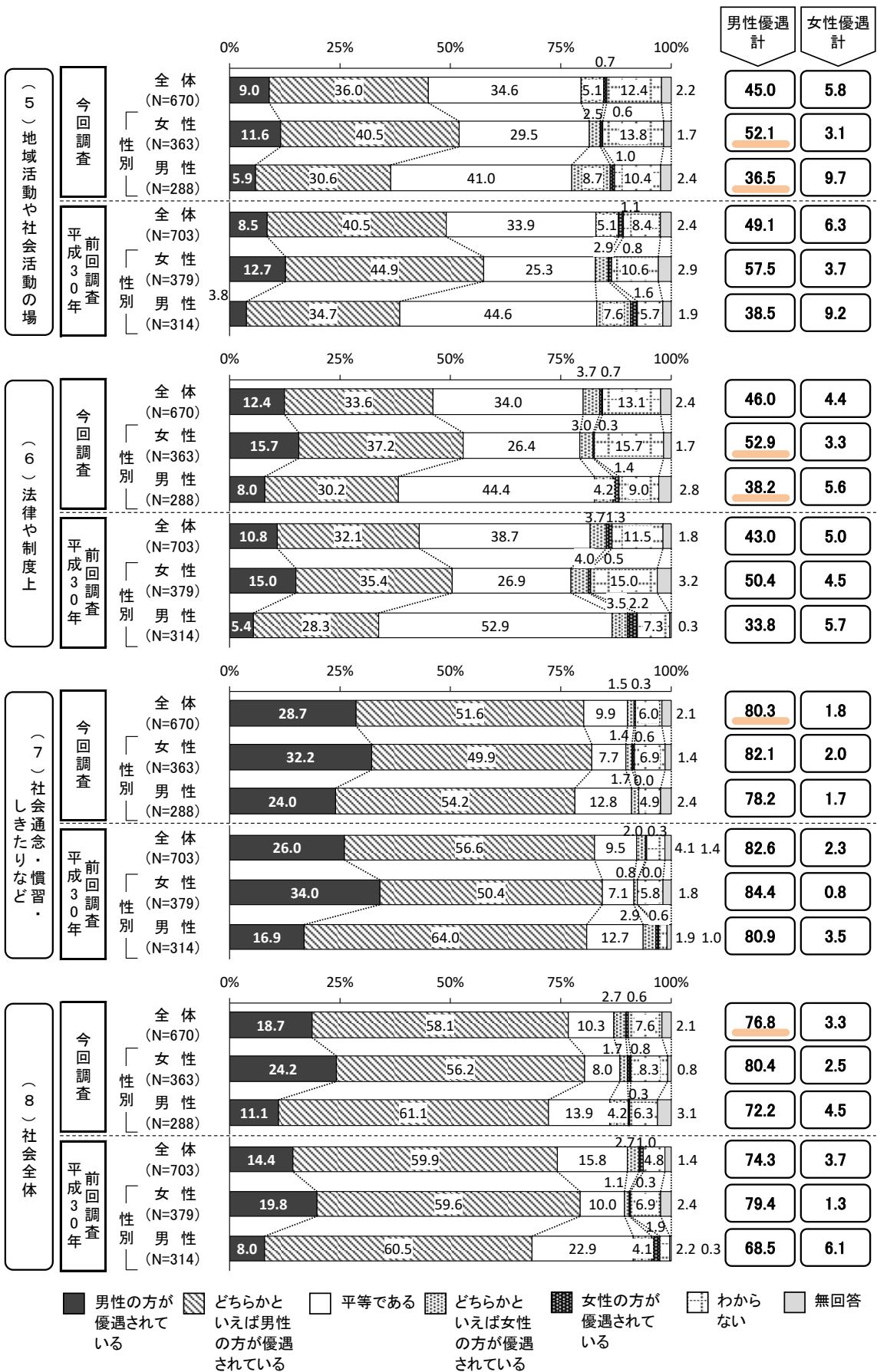
社会における8つの分野についての男女の地位の平等感については、「学校教育の場」を除く7つの分野で、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた『男性優遇』が、「平等である」を上回りました。

『男性優遇』の割合は、「政治の場」(80.4%)、「社会通念・慣習・しきたりなど」(80.3%)、「社会全体」(76.8%)で特に高くなっています。一方で、「学校教育の場」は「平等である」が52.5%と5割を超え、『男性優遇』(16.1%)を大きく上回っています。

性別でみると、8つすべての分野で女性の方が男性よりも『男性優遇』とする割合が高くなっており、特に「家庭生活」(女性57.8%、男性40.6%)、「地域活動や社会活動の場」(女性52.1%、男性36.5%)、「法律や制度上」(女性52.9%、男性38.2%)で、差が14.7～17.2ポイントとなっており、性別による認識の違いが大きくなっています。

● 男女の地位の平等感





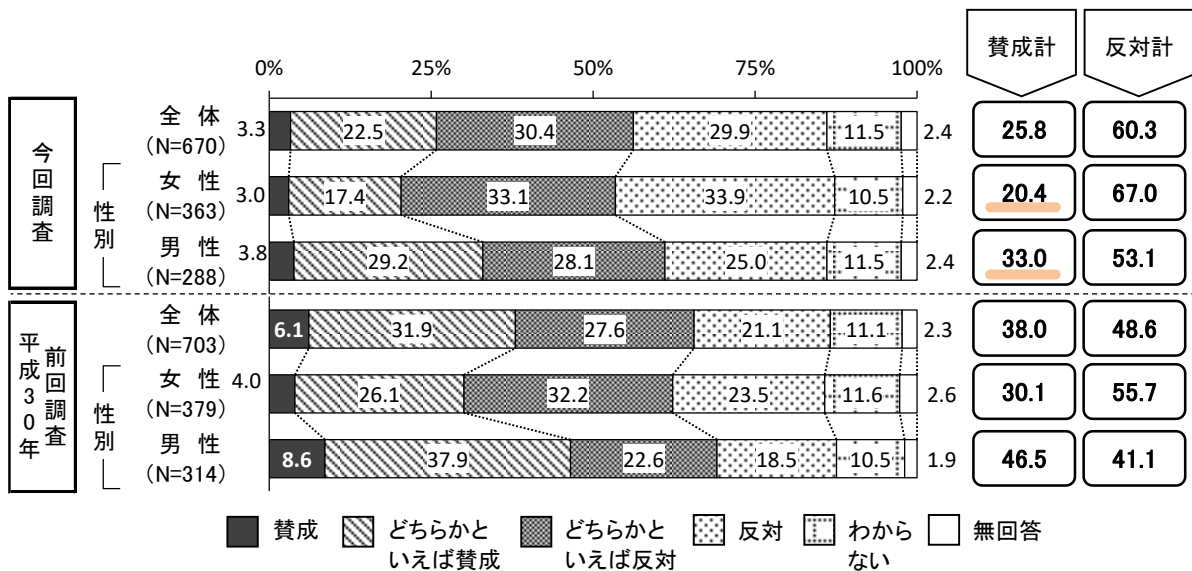
② 固定的性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に「反対」「どちらかといえば反対」は、合わせて60.3%で、前回調査から11.7ポイント上昇しています。

前回調査と比べると、男女とも「反対」が増加し、「賛成」が減少しており、性別役割分担を容認しない人が男女とも大きく増えています。

性別でみると、「賛成」は男性が33.0%で、女性の20.4%より12.6ポイント高く、男性の方が性別役割分担意識を容認する割合が高くなっています。

● 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



③ 女性の働き方について

女性の理想の働き方では、「結婚や出産に関わらず、ずっと職業をもち続ける」とする答えた人(就労継続型)が 49.1%で最も高く、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ」と答えた人(いわゆる中断再就労型)が 31.0%となっており、この2つの項目で約8割となっています。前回調査と比べて就労継続型がやや増加していますが、大きな変化はありません。

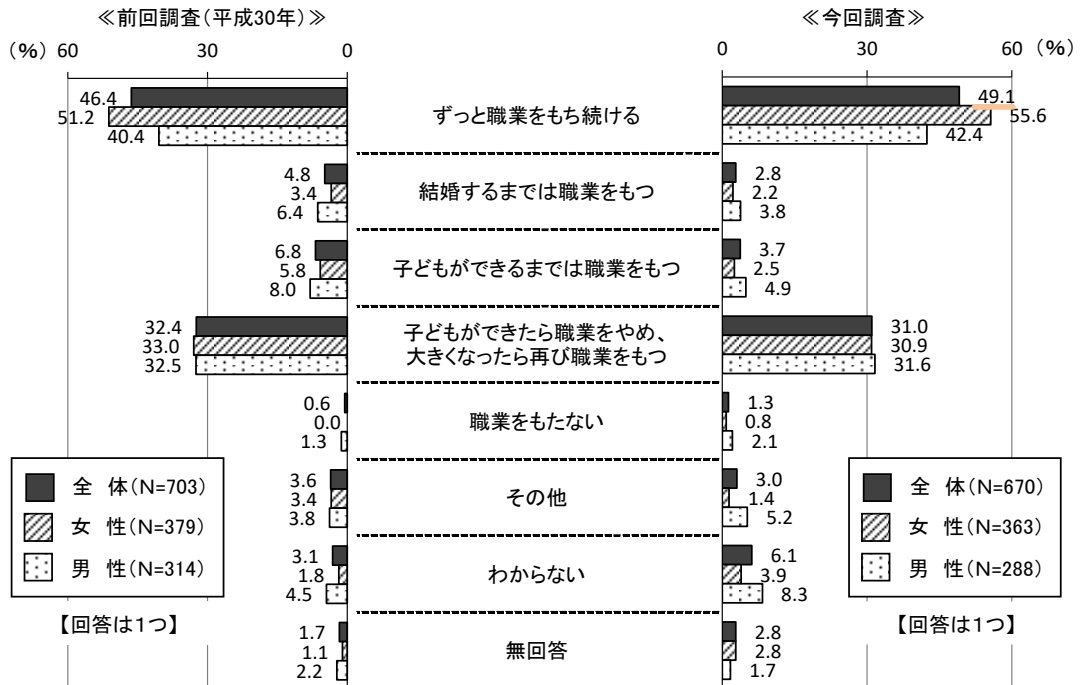
一方で、女性の現実の働き方としては、「結婚や出産に関わらず、ずっと職業をもち続けた(もち続ける)」という就労継続型が 32.4%、「子どもができたら職業をやめ、大きくなって再び職業をもった(もつ)」という中断再就労型が 31.2%でほぼ同率となっています。

理想の働き方と現実の働き方を比べると、中断再就労型は割合がほぼ同じですが、**就労継続型は、理想に比べて現実が 16.7 ポイント低くなっています。**

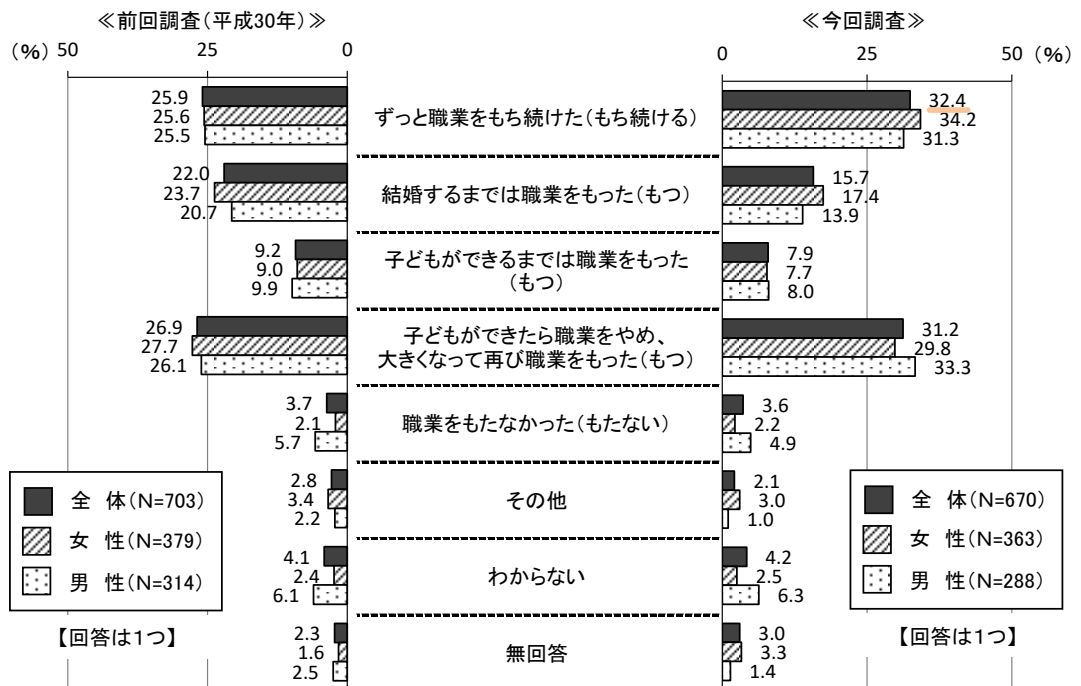
また、「結婚するまでは職業をもった(もつ)」「子どもができるまでは職業をもった(もつ)」「職業をもたなかった(もたない)」と答えた人は理想の働き方では1割に満たなかったが、現実の働き方では合計で 27.2%となっており、理想と現実の働き方には依然として乖離が見られます。

● 女性の理想の働き方と現実の働き方

【理想の働き方】



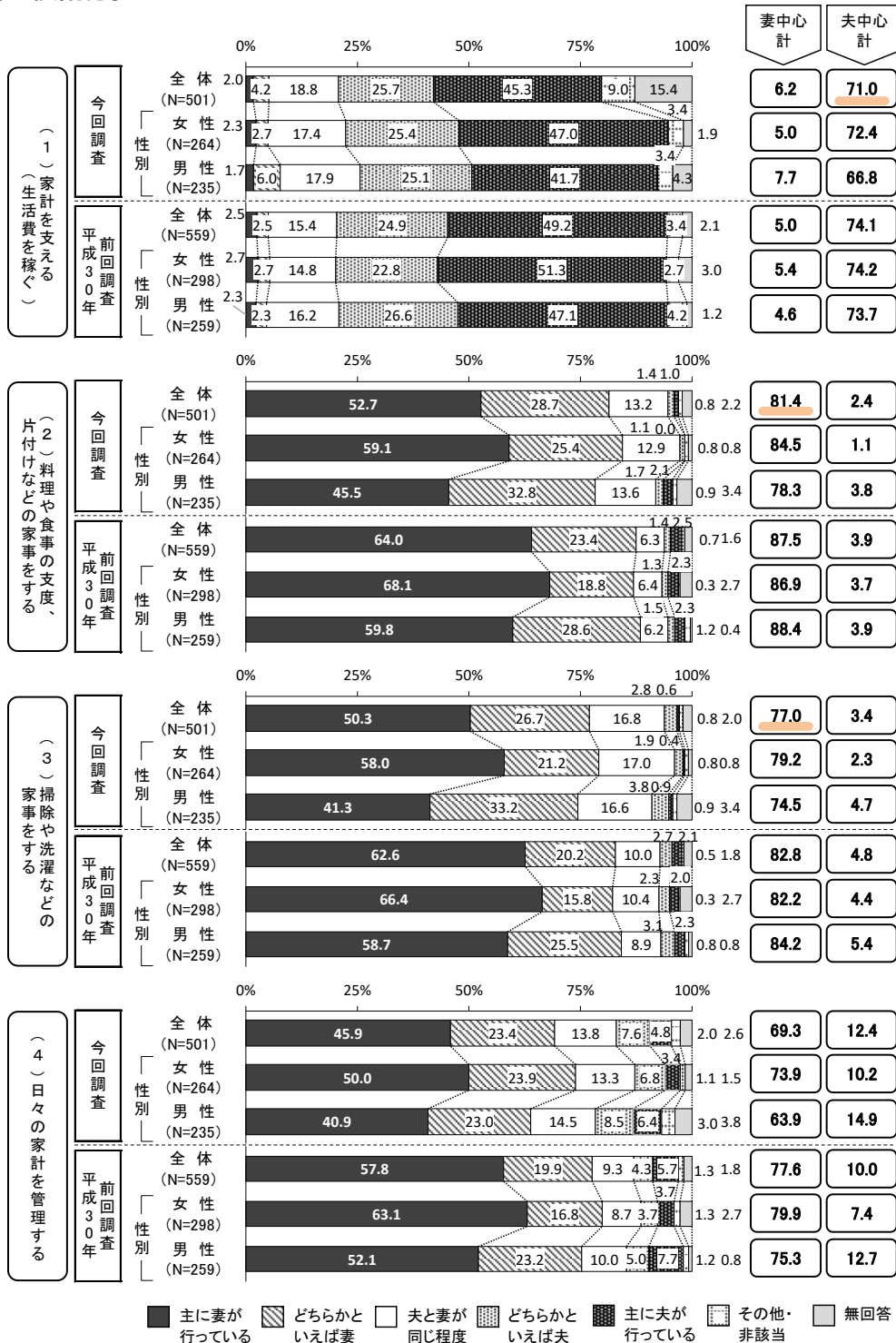
【現実の働き方】

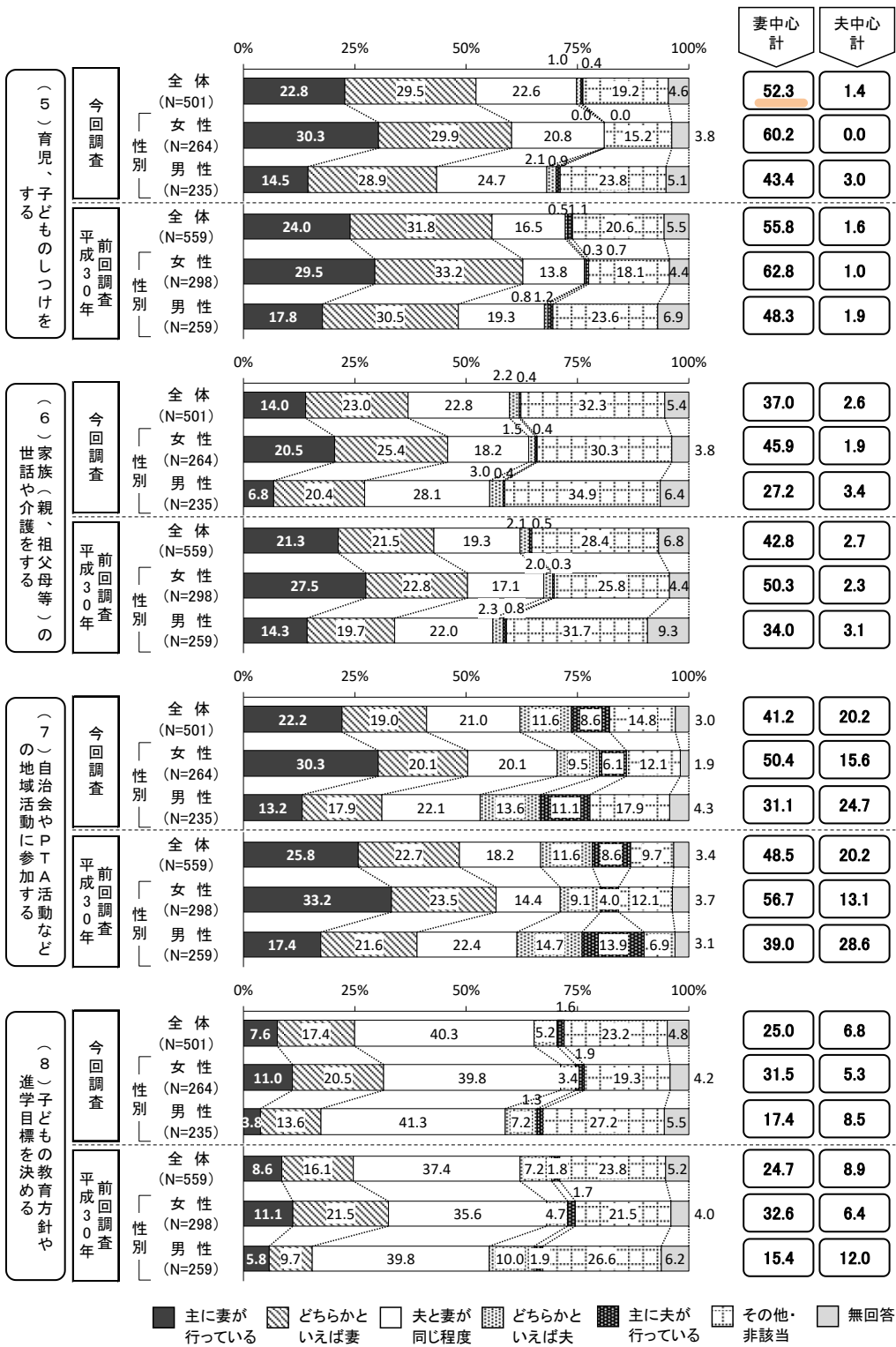


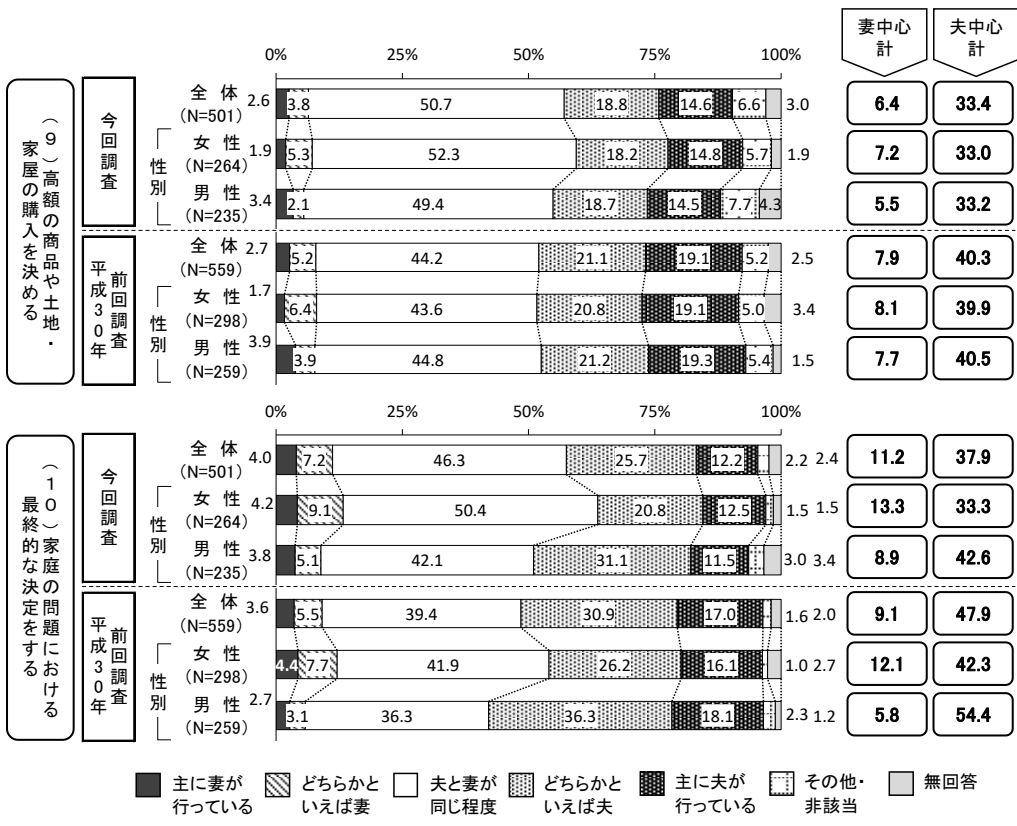
④ 家庭内の役割分担について

家庭内の役割分担では、「家計を支える」は『夫中心』が約7割、「料理や食事の支度」「掃除や洗濯などの家事」は『妻中心』が約8割に上っています。前回調査と比較すると、いずれの項目も「夫と妻が同じ程度」が増加しているものの、依然として家計の維持は夫、家事や育児は妻が行っているという結果となりました。

● 家庭内の役割分担



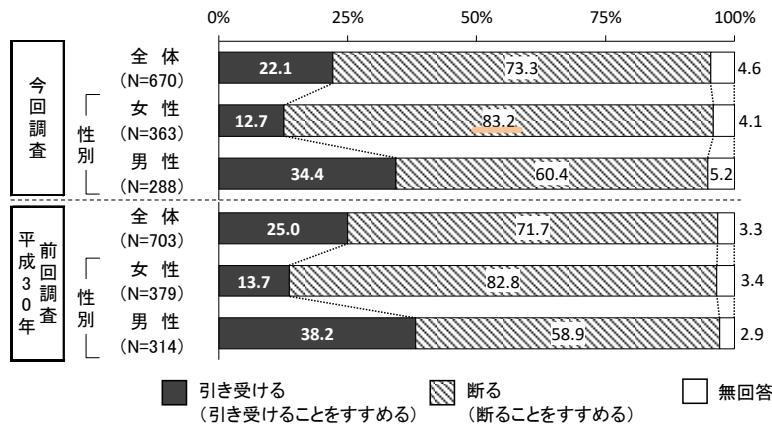




⑤ 地域活動への参加について

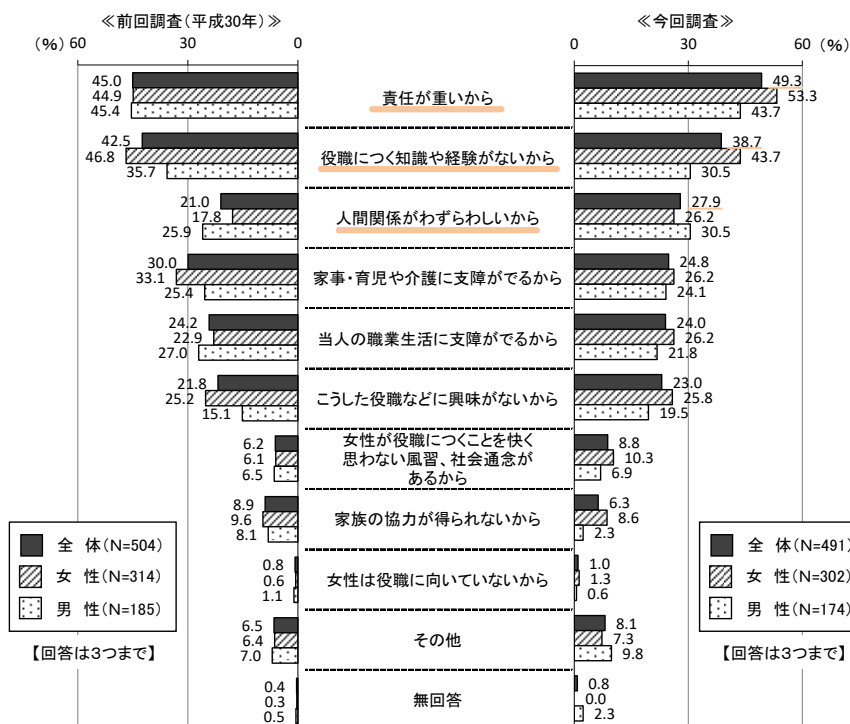
自治会長などの地域の役職に女性が推薦された場合、引き受けるかどうか尋ねた質問では、**女性は「断る」が83.2%**。男性は妻などの身近な女性が推薦された場合に引き受けることをすすめるかどうかを尋ねたところ、「引き受ける(引き受けることをすすめる)」が34.4%、「断る(断ることをすすめる)」が60.4%となっています。

● 地域の役職に推薦された場合の対処[全体、性別]



「断る(断ることをすすめる)」を選んだ人にその理由をたずねたところ、「**責任が重いから**」(49.3%)、「**役職につく知識や経験がないから**」(38.7%)、「**人間関係がわずらわしいから**」(27.9%)などが上位にあげられています。

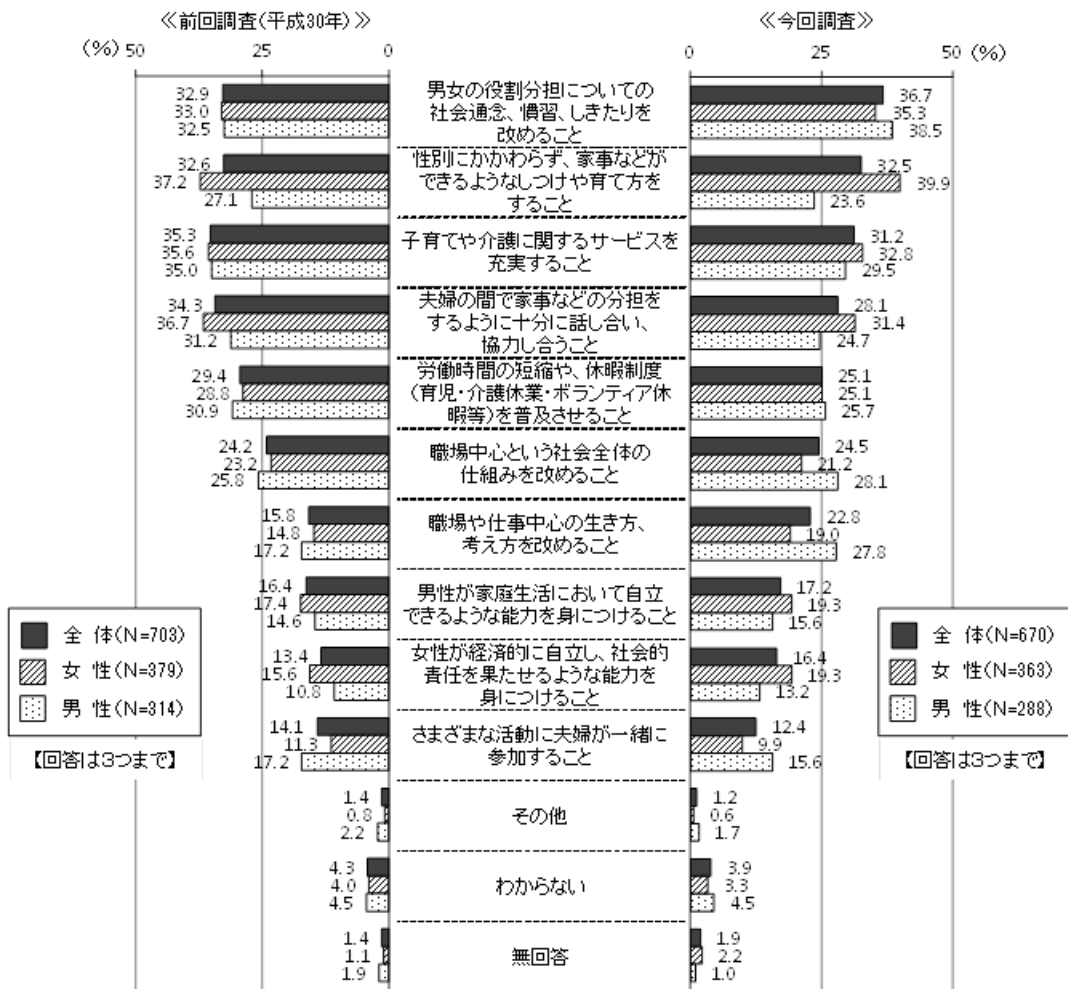
● 地域の役職を断る理由[全体、性別]



⑥ 男女があらゆる場面に参画するために必要なこと

男女があらゆる場面(仕事・介護・子育て・地域活動など)に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思うか尋ねた質問では、「**男女の役割分担について社会通念、慣習、しきたりを改める**」「**性別にかかわらず、家事などができるようなしつけや育て方をすること**」「**子育てや介護サービスの充実**」「**夫婦間での家事分担などについての話し合い、協力**」などが上位にあがっています。

● 男女があらゆる場面に参画するために必要なこと[全体、性別]

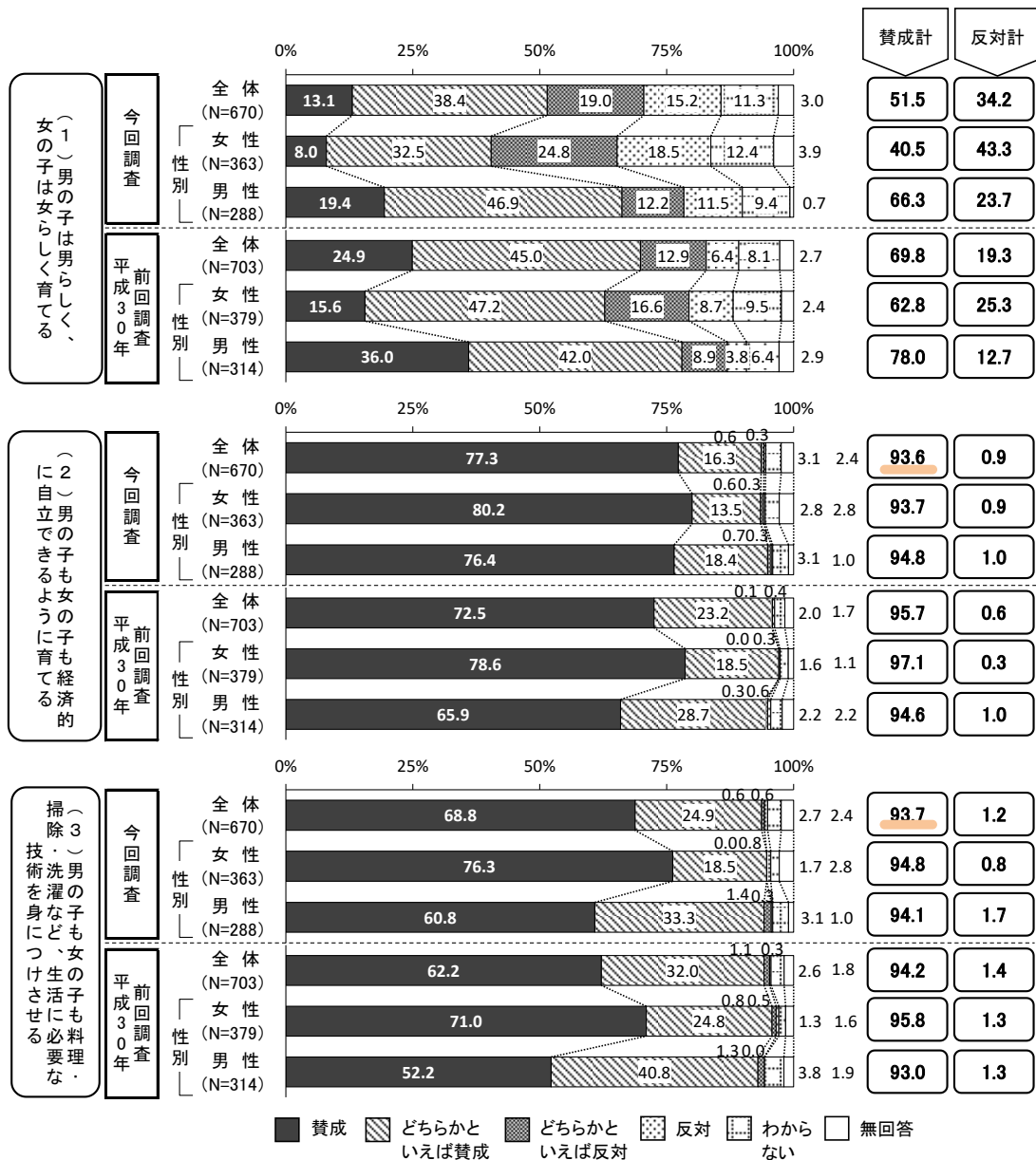


⑦ 子どもの育て方について

「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」という考え方については、『賛成』と『どちらかといえば賛成』をあわせた『賛成』が51.5%と約半数を占めており、前回調査と比較すると、男女とも『賛成』が減少しています。

「男の子も女の子も経済的に自立できるように育てる」「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる」は、『賛成』がそれぞれ93.6%、93.7%と9割を超えて高くなっており、**男の子にも女の子にも職業人、生活人として自立できることが必要と考える人が大半を占めています。**

● 子どもの育て方について

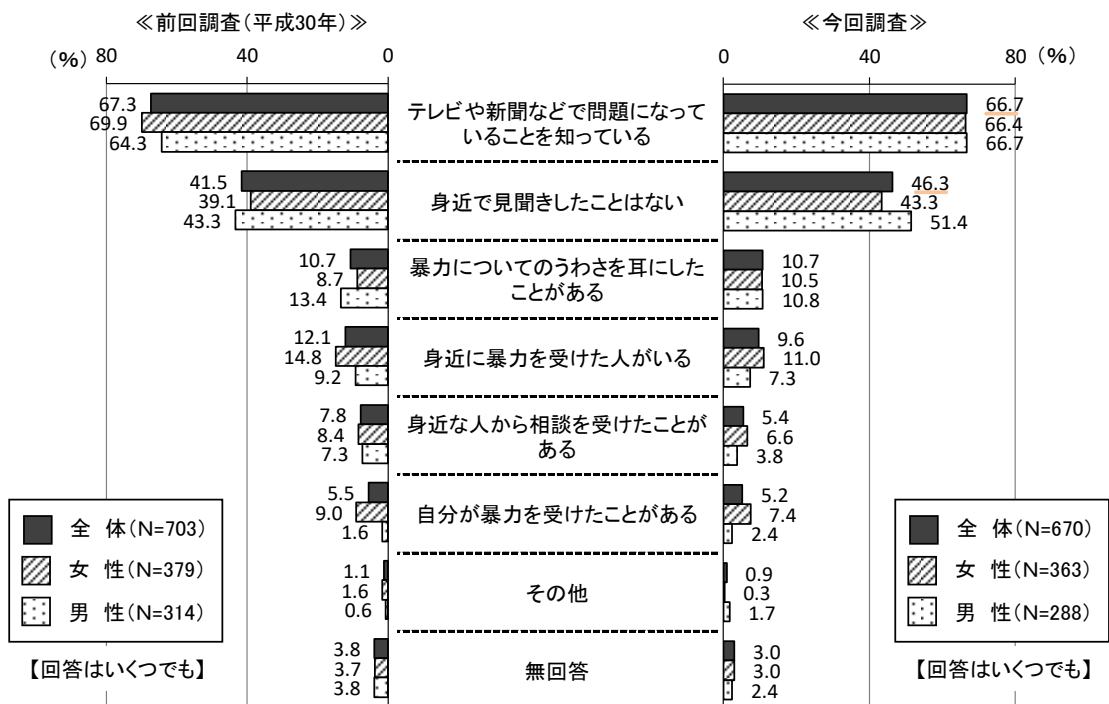


⑧ 配偶者やパートナーからの暴力の見聞きについて

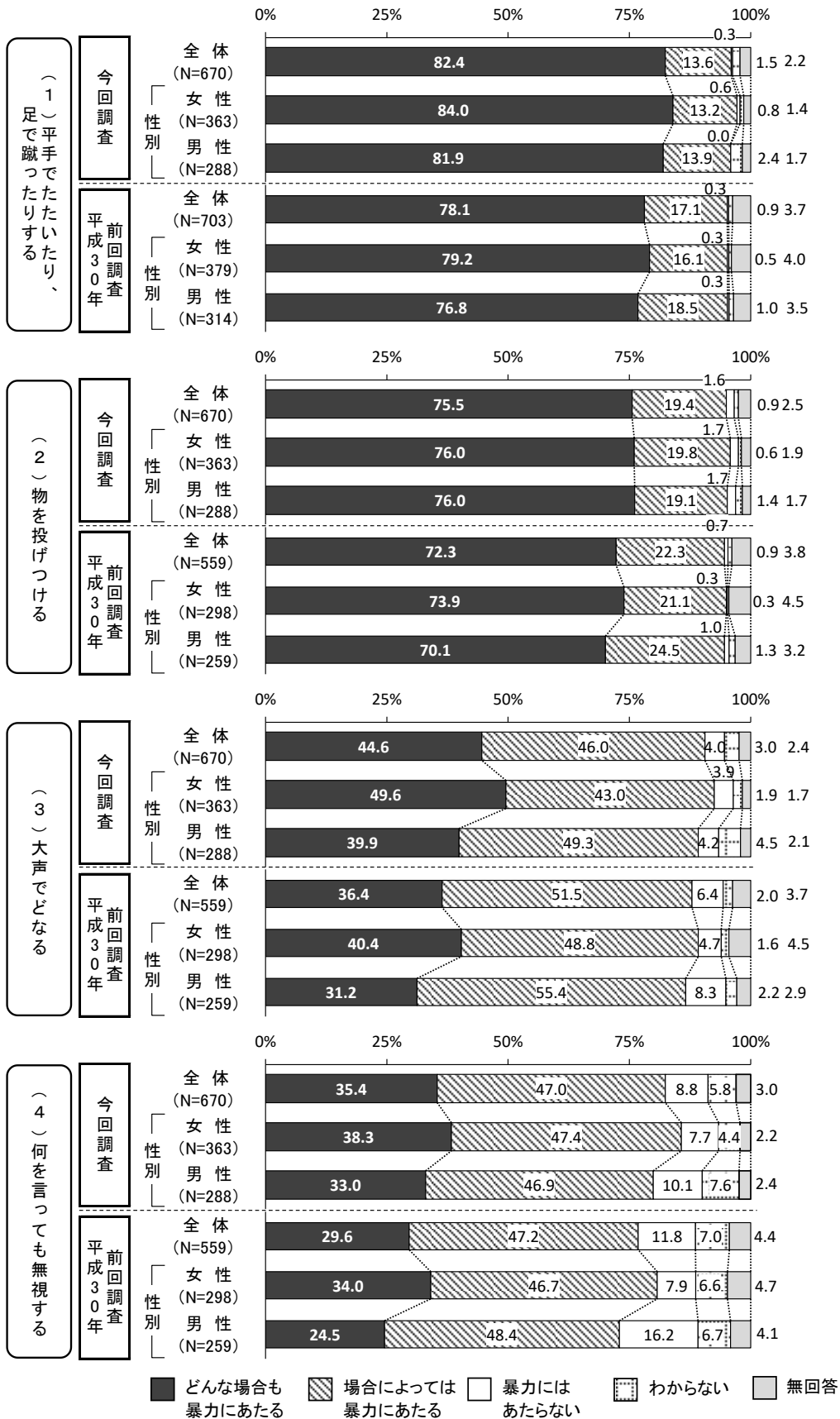
ドメスティック・バイオレンスについて見聞きしたことがあるかについて、「**テレビや新聞などで問題になっていることを知っている**」が**66.7%**で最も多く、次いで「**身近で見聞きしたことはない**」が**46.3%**となっています。

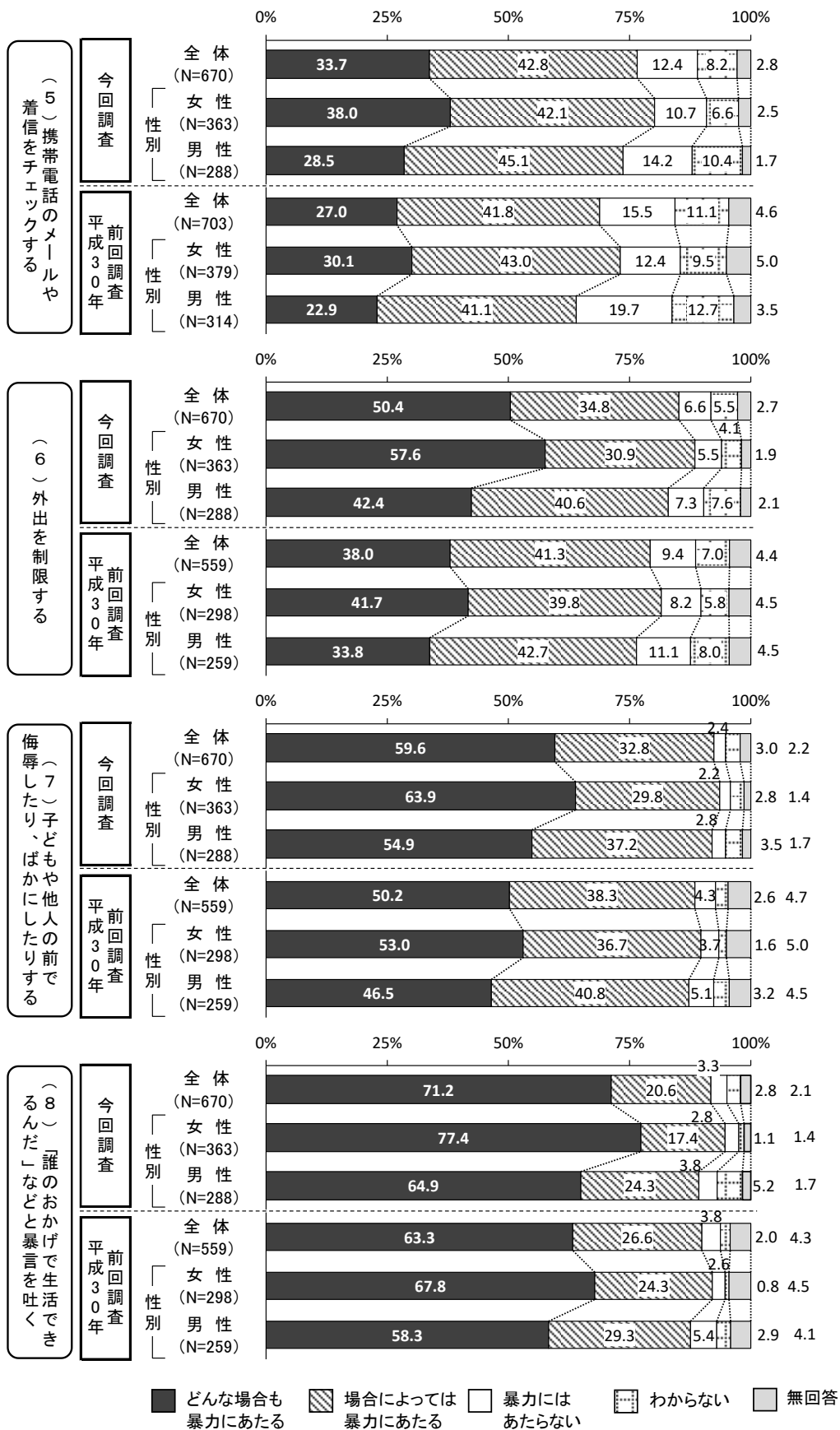
性別でみると、女性で「身近に暴力を受けた人がいる」が11.0%(男性7.3%)、「身近な人から相談を受けたことがある」が6.6%(男性3.8%)、「自分が暴力を受けたことがある」が7.4%(男性2.4%)と、身近で見聞きしたり被害を受けたりした人が多くなっています。前回調査と比べて、「身近で見聞きしたことはない」が男女とも4.2~8.1ポイント増加しています。

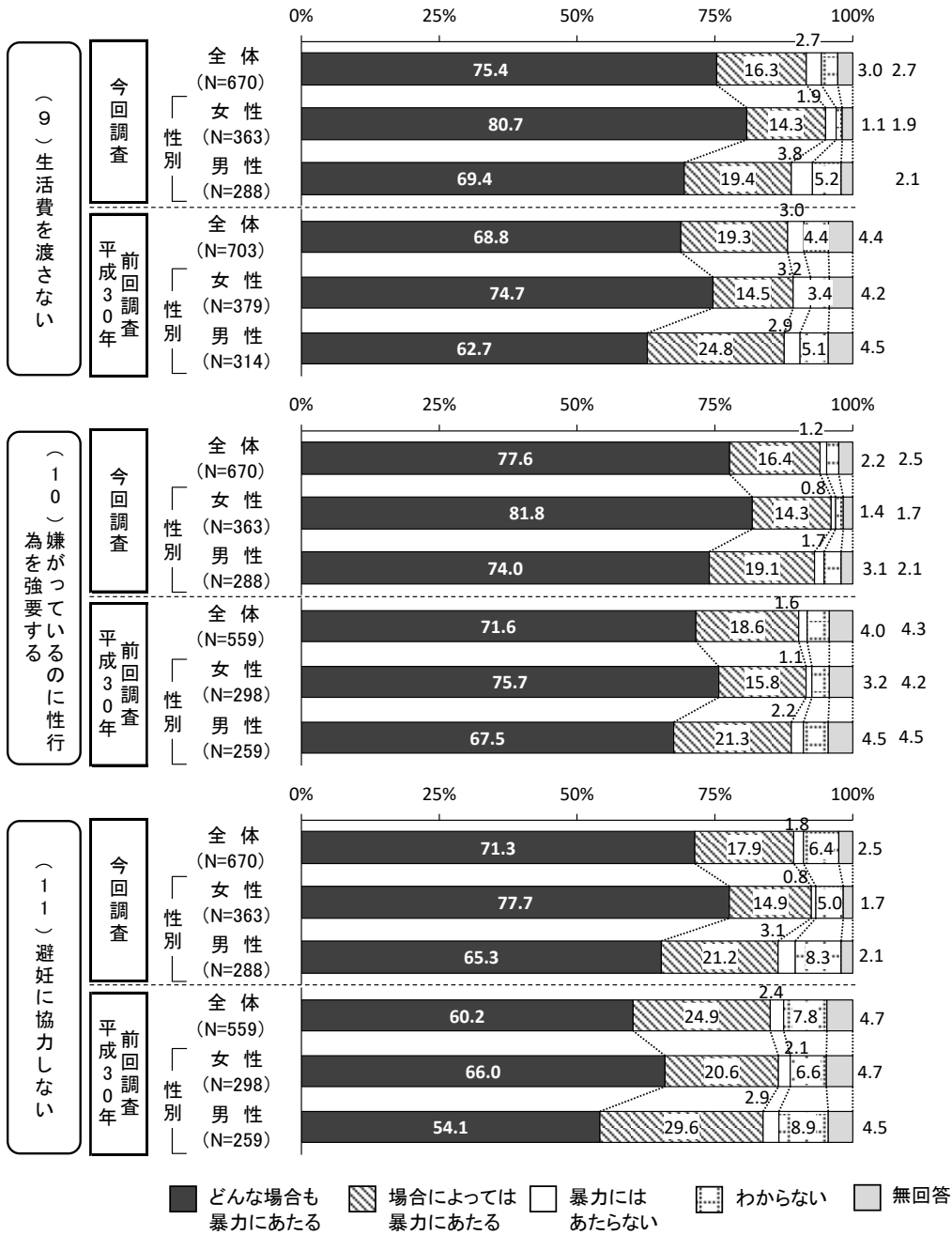
● ドメスティック・バイオレンスの見聞きに関する状況



● ドメスティック・バイオレンスだと思ふ内容



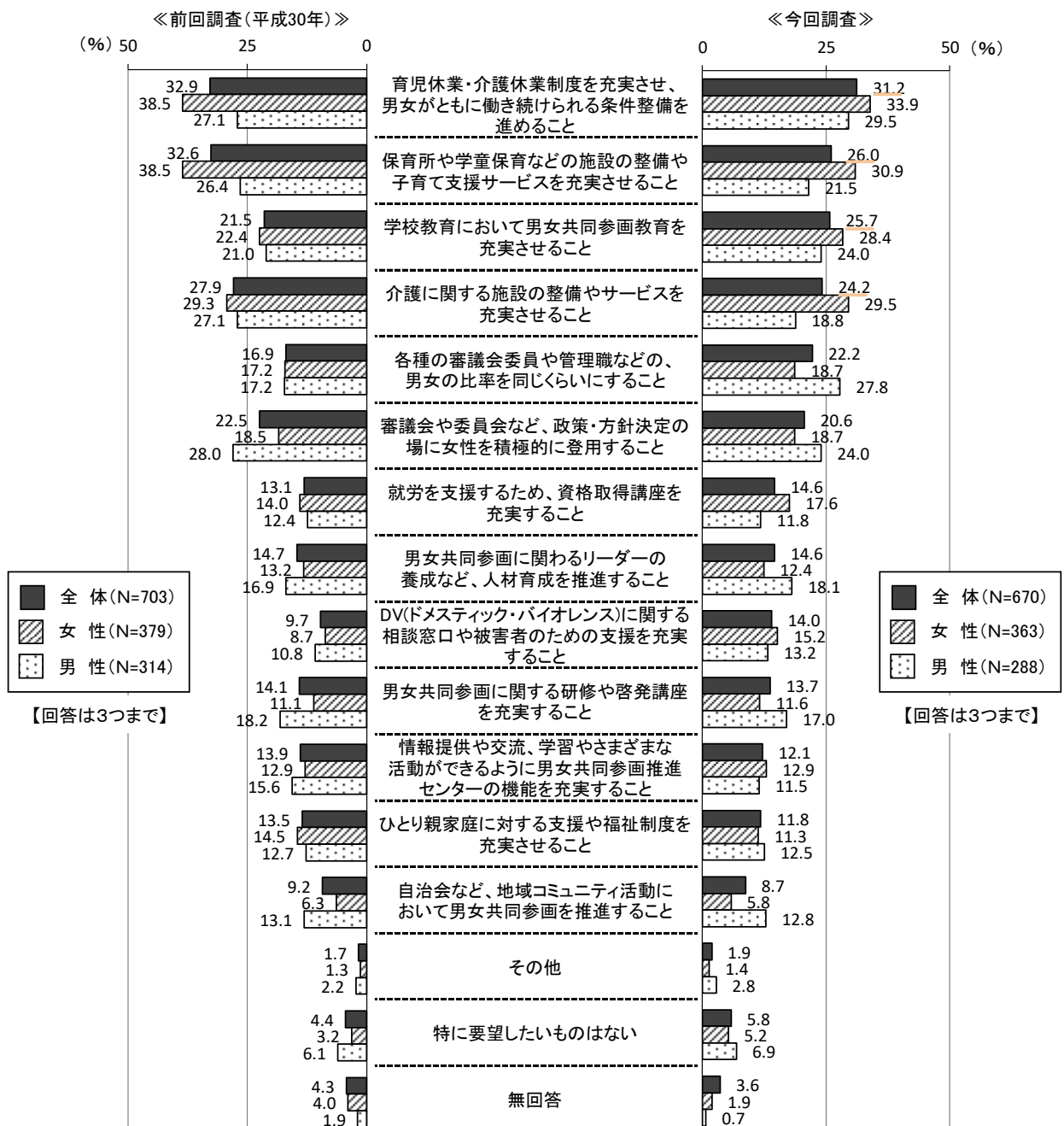




⑨ 男女共同参画社会を実現するために行政に望む施策について

行政に望む施策としては、「男女がともに働き続けられる条件整備」「保育所などの施設整備やサービスの充実」「学校での男女共同参画教育の充実」「介護に関する施設整備やサービスの充実」などが上位となっています。前回調査と比較すると、「保育所や学童保育などの施設の整備や子育て支援サービスを充実させること」が前回より6.6ポイント減少していますが、全体的な傾向に大きな変化は見られません。

● 行政に望む施策[全体、性別]



資料編5 用語解説

行	用語	解説
あ 行	エンパワーメント	一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけること。特に、女性の場合、本来持っている能力を引き出し自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を持つことを意味する。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代で低下し、20歳代後半と40歳代後半で再び高くなることで、アルファベットのMのような形になることをいう。結婚や出産を機に就労を中断し、子育てが一段落すると再び働き始める女性が多いことが背景にある。
	LGBTQ	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人)、クエスチョニング(性的指向や性自認が定まっていない、または明確にしたいくない人)の頭文字を並べた言葉で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称の一つとして用いられている。
か 行	キャリア形成	労働者等(求職者及び若年者を含む)が自らの職業生活設計に即して必要な職業訓練等を受ける機会が確保され、必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成すること。
さ 行	ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会的・文化的に作り上げられた「男性らしさ」「女性らしさ」などの性差があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。
	性別役割分担意識	男女を問わず、個人の能力や状況に応じて役割を決めることが適切であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を固定的にわける考え方をいう。

さ 行	セクシュアル・ ハラスメント	相手の意に反した性的な言動により、仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。主に、職場で行われる「性的いやがらせ」を指す。
た 行	地域包括支援 センター	地域で暮らす高齢者に対して、介護、福祉、健康等の様々な面から関係機関と協力して、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置している。
	ドメスティック・ バイオレンス(DV)	一般的には、「配偶者やパートナーなどの親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のこと」をいう。個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、経済的、性的に苦痛を与える暴力または虐待を含む。 【関連用語】デートDV 恋人間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図をもつ。暴力で支配されると別れることは困難であるが、交際関係であるため周囲の理解が得られず支援を受けにくい。また、婚姻関係にないために「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」が適用できない。
ら 行	リプロダクティブ・ ヘルス／ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」と訳す。「すべての男女は肉体的、精神的、社会的に良好な状態で、安全で満足できる性生活を送り、いつ何人子どもを産むか産まないかを決める自由と権利をもつ」というのが基本的な考え方である。万人に保障する権利だが、妊娠・出産の身体機能を持つ女性に特に重要となる。
わ 行	ワーク・ライフ・ バランス	仕事とそれ以外の活動(家庭生活、地域活動、個人の趣味や学習、健康・休養など)を調和させ、その両方を充実させて相乗効果を高めようという考え方やそのための取組みのこと。男女がともに、人生の各段階において、個性が尊重され様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態である。

資料編6 関係法令等

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
改正 平成11年7月16日法律第102号
同 平成11年12月12日同 第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的
施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国
際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた
が、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、
互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかか
わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女
共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共
団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総
合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経
済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現す
ることの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に
関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民
の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形
成の促進に関する施策の基本となる事項を定めること
により、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推
進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、
当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成

員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお
ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均
等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受す
ることができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成す
ることをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女の
いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するこ
とをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊
厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを
受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確
保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨
として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会におけ
る制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反
映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でな
い影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を
阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会に
おける制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に
対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように
配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な
構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は
民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画
する機会が確保されることを旨として、行われなければ
ならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、
相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護そ
の他の家庭生活における活動について家族の一員として
の役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行う
ことができるようにすることを旨として、行われなければ
ならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会におけ
る取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共
同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければ
ならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社

会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する

者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

宗像市男女共同参画推進条例

平成16年3月31日

条例第15号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条―第16条)

第3章 苦情の申出及び相談(第17条・第18条)

第4章 雑則(第19条)

附則

宗像市は、福岡市、北九州市の両大都市と筑豊地域との交流地点に位置し、青い海と豊かな緑に囲まれた快適な住環境を誇っている。大学や研究施設を有し、旺盛な市民の文化活動を育む学術・文化都市であるとともに、多くの国宝や重要文化財を有するなど魅力的な歴史的資源にも恵まれている。

このように豊かな自然に恵まれ、古い歴史を持つ宗像市は、農業や漁業を主たる基幹産業として発展してきた。近年は、学術文化とともに大都市からの人口の流入を背景に、住宅都市としての特徴が顕著となっている。

国では、「個人の尊重と法の下での平等」をうたう日本国憲法の下、女子差別撤廃条約を中心とする国際的な流れの中で、男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現に向けてのさまざまな取組が行われてきた。宗像市においても、男女が生き生きと共生するまちづくりを目指し、「宗像市男女共同参画プラン」を策定するなど積極的に施策を推進してきた。

しかしながら、制度や慣習、あるいは市民の生活の中に、男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方が残っており、真の男女平等の実現には未だに至っていない現状がある。さらに、少子高齢化の進展など社会・経済情勢の急速な変化への対応も求められている。

こうした現状を踏まえ、すべての市民が性別に関わりなく、社会のあらゆる分野に参画できるよう、市、市民及び事業者が力を合わせて取り組む必要がある。

ここに、男女がともに対等なパートナーとして協力し合い、心豊かで自分らしく元気に安心して生活できる社会を実現し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、宗像市男女共同参画推進条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育の役割を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号の機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的及び経済的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本とし、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、男女がその個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女間における暴力が根絶されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方が根深く残っていることを反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進が国際協調の下に行われること。
- (7) 教育の果たす重要性を考慮して、生涯にわたり、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画の推進に努めるよう配慮されること。

- (8) 男女の対等な関係の下、互いの性が理解され、妊娠、出産等性と生殖に関して自らの意思が尊重され、生涯を通して健康で安全な生活を営む権利が確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、その人事管理及び組織運営において、率先して男女共同参画を実現するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努め、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、職業生活と家庭生活を両立して行うことができる体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の役割)

第7条 家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に果たす教育の役割の重要性を考慮することにより、教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、身体的又は精神的であるかを問わず、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別による権利侵害行為及び差別的取扱いを行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宗像市男女共同参画推進懇話会(宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された附属機関をいう。以下同じ。)の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(基本計画に基づく事業の実施)
- 第10条 市は、男女共同参画を推進するため、前条に定める基本計画に基づき、啓発事業その他男女共同参画の推進に関する事業の実施に努めなければならない。
(附属機関の委員の男女比)
- 第11条 市長その他の市の執行機関は、その設置する附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された機関をいう。)の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方へ委員の数が偏らないよう努めるものとする。
(情報収集等)
- 第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関し、情報収集、調査研究その他必要な措置を講ずるものとする。
(市民及び事業者に対する支援)
- 第13条 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する取組に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
(男女共同参画推進センター)
- 第14条 市は、宗像市男女共同参画推進センター(宗像市市民活動交流館条例(平成19年宗像市条例第40号)第3条第2号に規定する宗像市男女共同参画推進センターをいう。)を、男女共同参画の推進に関する拠点となる施設とし、男女共同参画の推進に関する施策を実施するものとする。
(平19条例12・平19条例40・一部改正)
(男女共同参画の日)
- 第15条 市は、市民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設けるものとする。
(年次報告)
- 第16条 市長は、毎年、基本計画の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。
- 第3章 苦情の申出及び相談
(苦情の申出)
- 第17条 市長は、市が実施する施策について、市民又は事業

者から男女共同参画に係る苦情の申出があったときは、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、必要と認めるときは、宗像市男女共同参画推進懇話会の意見を聴くものとする。

(相談)

- 第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について、市民からの相談があったときは、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

第4章 雑則

(委任)

- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(宗像市附属機関設置条例の一部改正)
- 2 宗像市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(宗像市総合保健福祉センター条例の一部改正)
- 3 宗像市総合保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成19年3月30日条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。
附 則(平成19年12月21日条例第40号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

第4次宗像市男女共同参画プラン

令和8年4月

〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号

宗像市 市民協働部 男女共同参画推進課

電話:0940-36-0048(直通)

FAX:0940-36-0320

